平成29年白老町議会予算等審査特別委員会会議録(第1号)

平成29年 3月14日 (火曜日)

開 会 午前10時00分

散 会 午後 3時48分

〇出席委員(13名)

委員長 小 西 秀 延 君 副委員長 及 川 保 君 委 員 山田和子君 委 員 吉 谷 孝 君 委 員 広 地 紀 彰 君 委 員 吉田 和 子 君 委 員 氏 家 裕 委 員 君 治君 森 哲 也 委 員 大 渕 紀 夫 君 委 員 本 間 広 朗 君 委 員 西 田 祐 子 君 委 員 松 田 謙 吾 君 委 員 前 田 博 之 君 議 長 山 本 浩 平 君

〇欠席委員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田安彦君 副 町 長 俣 博 之 君 古 長 達己君 副 町 岩 城 教 育 長 安 藤 尚志君 務 課 長 出 村 幸 男 君 総 財 政 課 長 大 黒 克己君 企 画 課 長 高 尾 利 弘君 長 地 域 振 興 課 高 橋 裕 明君 経 済 興 課 長 玉 樹 君 振 森 農 課 長 間 林 水 産 本 力 君 境 生 活 環 課 長 本 康正君 Ш 町 民 課 長 正 明君 畑 田 税 務 課 長 久 保 雅 計 君 地域振興課アイヌ施策推進室長 藤 通 明君 遠 学 岩 本 彦 君 校 教 育 課 長 寿 学 習 生. 涯 課 長 永 真 君 武 祉 課 長 河 健 康 福 下 勇 生 君 健康福祉課子育て支援室長 博 子 君 邊 渡 高 齢者介護課長 田尻 康子君

建 設 課 長 竹 田 敏 雄 君 道 長 上 下 水 課 工 藤 智 寿 君 病 院 事 務 長 宮 淳 史 君 野 中 村 消 防 長 諭 君 課 伊 藤 幸 君 総 務 主 幹 信 総 務 課 主 幹 木 徳 子 君 鈴 財 政 主 Ш 英 孝 課 幹 冨 君 財 政 課 主 幹 熊 谷 智 君 地 域 振 興 課 主 幹 佐々木 尚 之 君 地域振興課アイヌ施策推進室主査 菊 池 拓 君 課 企 画 主 査 温 井 雅 樹 君 経 済 振 興 課主 查 野 村 規 宗 君 農 林 水 産 課主 誠 君 幹 池 田 農 林 課主 水 産 查 湯 浅 昌 晃 君 生 活環 境 課主 小野寺 修 男 君 查 町 民 課 主 幹 濱 口 敦 子 君 康 福 祉 課 主 幹 内 瑠美子 健 竹 君 健 康 福 祉 課 主 査 倉 雅彦 君 小 健康福祉課子育て支援室主査 鵜 澤 友 寿 君 健康福祉課子育て支援室主査 路 藤 元 香 君 子ども発達支援センター主査 晶 鈴 木 君 高齢者介護課主査 太 田 誠 君 代 表 監 査 委 員 菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 南 光 男 君 仁 査 宏 主 増 田 君 書 記 葉 廣 照 美 君

◎開会の宣告

○委員長(小西秀延君) 本日より、4日間予算等審査特別委員会が開催されます。大変不慣れな司会進行になろうかと思いますけれど、皆様のご協力をいただきまして何とかスムーズな進行を目指して4日間乗り切りたいと思っております。どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞ4日間よろしくお願い申し上げます。

(午前10時00分)

〇委員長(小西秀延君) ただいまから予算等審査特別委員会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

審査にあたって、委員長より、各委員及び説明員にお願い申し上げます。

1点目として、4日間の全審査日程については配付のとおりであります。予定した日程どおり進まない場合があるかと思いますが、各委員のご協力をお願いいたします。

2点目として、質疑及び答弁を行う場合は、挙手をして委員長の許可を得てから行ってください。予算の質問事項につきましては、予算書のページ数を示し、要点を簡潔・明瞭に発言してください。答弁についても簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。

3点目として、委員会における質疑の回数について念のため申し上げておきます。本委員会では申し合わせにより、質疑の回数は本会議に準じて原則3回までの一括質疑方式により行います。また、各会計の予算につきましては、「区切りページ」をお手元に配付しておりますが、一つの議案を分割して質疑の対象とした場合は、「区切りページ」ごとに3回までの一括質疑方式となります。ただし、質疑・答弁の内容により、委員長の判断で3回を超えても発言を許す場合もありますので、この点につきましてもあわせてご承知いただきたいと思います。

以上、委員長からお願いをしておきたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号から第18号までの平成29年度各会計予算10件 と、これに関連する議案5件の合わせて15件の議案であります。

これらを一括上程し、順次議題に供します。

本日の日程をお配りしております。

それでは、議案第22号から審査に入ります。

◎議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小西秀延君) 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議22-1をお開き願います。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇委員長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小西秀延君) 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の23-1をお開き願います。これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇委員長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の 制定について

○委員長(小西秀延君) 議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議26-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

「 挙手全員]

〇委員長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の 制定について

〇委員長(小西秀延君) 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題に供します。議案書の議27-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇委員長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(小西秀延君) 議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議28-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇委員長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算

○委員長(小西秀延君) 議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算を議題に供します。慣例によりまして、歳出から質疑に入ります。一般会計予算の100ページからとなります。皆様のお手元に質疑の区切りページ一覧表を配付しておりますので、それに従って進めてまいります。一般会計、歳出、1款議会費及び2款総務費に入ります。100ページ、1款議会費から119ページ2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費まで質疑があります方はどうぞ。1番、山田和子委員。

- ○1番(山田和子君) 1番、山田和子です。109ページの(7)職員管理事務経費のアドバイザー謝礼についてと、職員採用試験業務委託料について詳しい内容をもう一度お尋ねするのと、115ページの光ネットワーク管理経費の、これは単純に歳入のほうで光ネットワーク回線貸付料が2,268万円で上がっているのですけども、これは単純に黒字の事業というふうに捉えていいのかどうかの3点お尋ねします。
- 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。
- **〇総務課長(岡村幸男君)** まず109ページのアドバイザーの謝礼ということでございます。

これにつきましては28年度から実施させていただいたのですが、職員の採用試験の中で2次の面接の際にグループ討議をしまして採用の判定をしていくということを28年度から取り入れました。その中でグループごとにそういうディスカッションをしてもらって、そういう中で面接官がその討論をしている状況を面接しながら採点をしていくという、こういう方法を取ったわけなのですが、そのときのいわゆるアドバイザーとして専門の検証機関のほうから1名講師をお願いしまして、それでグループディスカッションの進めをお願いしたという部分でございまして、29年度のほうもこれをお願いしたいというふうに考えております。それから職員管理事務経費の委託料ですが、これは同じく採用にかかわってですが、昨年これは補正させていた

だきましたけども、一般性格診断等の導入をさせていただいておりまして、この検査の委託ということで計上をさせていただいております。それから光ネットワークについては、伊藤総務 課主幹のほうからお答えさせていただきます。

- 〇委員長(小西秀延君) 伊藤総務課主幹。
- 〇総務課主幹(伊藤信幸君) 光ネットワーク管理経費のご質問でございます。こちらにつきましては山田委員がおっしゃられたとおり、歳出につきましては1,413万2,000円を計上してございますが、こちらにかかる財源につきましては財産貸付収入の2,268万円、光ネットワークの回線貸付料を全て財源として充当させていただいておりますので、こちらにつきましては黒字の事業ということになってございます。以上です。
- **〇委員長(小西秀延君)** 1番、山田和子委員。
- ○1番(山田和子君) 1番、山田です。光ネットワークについては理解しました。

アドバイザー謝礼、昨年の予算書を見たのですけどもアドバイザーという形では上がっていなかったのでお尋ねしたのですけども、最近の職員の採用方法では、公務員試験を受かってきても現場でなかなか職場になじめないという方が全国各地で出てきているという傾向があります。富山県の氷見市は一般教養試験なしというところもありますし、あと東京都の立川市では公務員試験対策不要の基礎的な試験を別枠で導入するということをしているとか、そういう公務員対策試験をやってきた学力優秀な方のみではなく、人物重視の採用方法を検討されている自治体がふえてきているのが現状です。本町におきましても、適性検査、性格診断をされているということで、これはとてもいいと思うのですけど、またグループディスカッションをされていることはとてもいいことだと思います。それがアドバイザーがいる中でやられるのがいいのか、または試験を受けに来られている方たちだけでディスカッションをされたり、何かワークショップ的なことをされて、それを隠しカメラのようなもので見て判断するという手法を取ってもいいのではないかというご提案を込めて、このところで質問をさせていただきました。そのことについて見解をお願いします。

- 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。
- ○総務課長(岡村幸男君) 先ほどもちょっとお話したのですが、これまでは1次試験で合格しましたら、あとは面接試験という、通常の流れですとそういう形になっていました。今回はその間に集団でいわゆる討論をしていただくと。一つの課題をグループ分けをしまして皆さんで討論してもらうと。その討論をしている状況を面接官である職員が、若手の職員ですけども、その状況を見ながら採点をしていくという、そういう手法で今回このグループ討議が行ってございまして、そのグループ討議を進めていくファシリテーターというか、そういう方を実は専門の研修機関からお願いをして実施をさせていただいたという部分でございまして、実はこれをやってかなりそういう意味では単純にいわゆる試験だけではなくて、いかに自分の意見をきちんと言えるかですとか、物事の考え方をきちんと整理できるかというようなことも一つの、いわゆる判断材料ということで捉えることができるということで、非常に今回そういう形で予算をいただいてやらせていただいた結果、優秀な人材の採用につながっていっているのではな

いかと、このように考えてございます。

〇委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。109ページの総務費の(6)庁舎管理経費の中の自動体外式除細動器、AEDのことだと思うのですが、この賃借料が掲載されていますけれども、これはリース式の対応に切りかえたということではないかというふうに思うのですが、現在の白老町が設置しているAEDの台数等はどれぐらいになっているのか。教育委員会関係も全部あると思うのですが、その課その課で聞くわけにもいかないので総務課で全部台数ぐらいは管理しているかと思ってお聞きするのですけど、どれぐらいあるのか。それが全部、リース式になっているのかどうかということが一つです。

それともう一つ、先ほど質問がありました、115ページの(15)光ネットワーク管理経費のところで、総務費の管理経費の中で1,145万5,000円計上されています。白老町の財産貸付収入で2,268万円が入ってくるということになっておりますけれども、この中で各課にまたがって電柱使用料というのが載っていました。たしか載っていたのです。それで一括するとこれは総務のほうで管理しているものだと思うのですが、町で利用している光ネットワークの経費というのは、いろんな主だった経費はあれなのですけども、電柱使用料を入れると、これにプラスいくらぐらいになるのか。その金額は財産貸付収入よりふえることはない。たしかこの光ファイバー設置するときに、町にとっては少しでも収益につながるという話を伺ったような気がするのですが、その辺、どのようになっているか、伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

〇総務課長(岡村幸男君) 庁舎管理経費の中で見ているAEDのほうについては1台、リー スをしているということで、役所全体につきましては大変申しわけありません、総務課のほう で実は把握はしてございませんでした。後ほどもしわかればお答えをさせていただきたいとい うふうに思います。それから光ネットワークの関係でございますが、まず歳入の関係でござい ますが、これは実はNTTさんが回線を使っているということで、その使用料を加入者の数で 実はいただいているという部分で、予算的には2,500世帯、700円の12カ月分ということで金額 2,268万円をいただいているという部分であります。先ほど伊藤総務課主幹のほうからお答えし たとおり、歳入は2,260万円ですから、歳入のほうが上回っているということでございます。そ れでもう一つは電柱の関係なのですが、この光ネットワークにかかる電柱は、北電柱で約3,700 本ぐらいあります。それからNTTのほうでも900本ぐらいありまして、それから町のほうで、 これを設置するための電柱としても380本ぐらいということになっています。合わせると約 5,000本、4,992本というようなそういう数字になっています。これの強化するためのお金も当 然支払わなければならない部分なのですが、各課にまたがっているというのは、庁舎の中でも 実は庁舎管理の中でもあるのですが、庁舎の中に北電柱があったりだとかするのです。それは 電柱使用料として実はいただける。ですので各公共施設もNTTの電柱なり、北電の電柱があ る場合は、そういう形で収入として入ってきている部分はあるかと思います。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。この庁舎管理経費のAEDの関係なのですが、これはもしリース式でなければ電池の交換とか、機種の点検というのが何年ごとに必要という義務づけをされていると思うのですが、その辺リースだったら必ずかえる時期になったら交代されると思うのですが、その辺の点検をきちんと私はしていくべきだと思うのです。このAEDによる効果というのは、やはりこのことで助けられた命がたくさんあるということは聞いております。そういったことでいざ使おうと思ったときに使えない状態にだけはしておかないということが大変重要だと思いますが、その点が1点と、それから消防を中心にこのAEDの使い方を定期的にやっていると思いますが、庁舎の中には1台しかないということで、町の職員は皆これはできるのでしょうか、使えるようになっているのでしょうか。そのことだと思うのです。設置してあるけれども、いざというときにそれを使うのを後回しになってその子が助からなかったという例もあるのです。だからそういう、これは学校だったと思うのですが、そのAEDにたどり着くまで結構時間がかかってその子が助からなかったと、この間報道もありましたけれども、常に職員、そのことに携わる人たちが使える状況をつくっておくということが大事だと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

それから光ネットワークの管理経費で町民、それからいろいろな企業が利用者がふえればふえるほど、これはNTTとかがしょっちゅう電話が入りますけれども、今現在は2,507世帯で12カ月分で入ってくると。これがそういう光を使ってくださいということで電話が入ることでふえていくことで、これは設置時期よりはかなりふえているのでしょうか。そしてこれに対する設置目標みたいなのはあるのかどうなのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。この設置目標というのは役場が持つことはないのですか。どうなのでしょう。でも設定が多くなればなるほど収入は入ってくるわけですから、その辺の目指すべき数というのはあるのかどうなのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 伊藤総務課主幹。

○総務課主幹(伊藤信幸君) ただいまの光ネットワークの最後の質問でございますが、こちらにつきましては、当初光ブロードバンドを町に付設しましょうということで計画をした際には国の補助だとかを使って、その中で整備目標としましては本町としては3,800件というところの目標で、町全体のカバー率としては40%程度のカバーできるというところの整備目標にのっとりまして整備したという当時の計画がございます。その中で当初は月1,000件程度の加入者であったのが、今現状としましては2,500件だとかという件数になって、これは年々伸びていっている傾向でございます。今後も伸びていくかというところは、やはり社会情勢的に無線の技術が大変進んでおりますので、そういったものの活用だとかというのも大変今注目されているところですので、それがまた今後も伸びていくか、光ネットワーク自体が伸びていくかというところですので、それがまた今後も伸びていくか、光ネットワーク自体が伸びていくかというところにこちらとしても何とも言いがたいところではありますが、目標値の40%というところの目標に関しましては、こちらのことしの1月時点の加入率につきましては28.9%まで上がっていると。23年4月のときには10.9%だったのが、28.9%まで引き上げになっているという状況でございます。

〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) AEDの関係での研修の関係といいますか。正直言いまして総務 課独自でその使い方のための研修ということはこれまでやってございません。消防のほうで行っている救命救急講習のほうには職員も参加する形でやってございますが、その辺については ご質問ありますので、できるだけ多くの職員が参加できるようなことは考えていきたいという ふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 中村消防長。

〇消防長(中村 論君) 救急講習の関係なのですけども、総務課と消防本部とのほうで打ち合わせをいたしまして、特に新しく採用をされている職員を中心に研修会ということでご案内を差し上げておりますし、随時毎月やっておりますので掲示板等でご案内を差し上げています。また教育委員会のほうで学校の先生、ならびに今の生徒さんも合わせまして研修に参加していただいているという現状であります。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。 9番、及川保委員。

○9番(及川 保君) 9番、及川です。117ページ、(16)難視聴対策施設維持管理経費の中で1点伺いたいと思います。地デジに切りかわってからもうかなりなるのですけども、昨年の11月に全戸にお詫びの配布しましたね。実はことしに入ってから私のところがまたテレビが映らなくなったという状況が1回ありまして、最近もまた実は私以外の人から電話がきてテレビが映らないという話がきまして、岡村総務課長に電話をしたりしていろいろ迷惑をかけたのですけども、その後、直ってはいるのです。ただこれはまたこういうことが起きるのか。当初、映りづらいとかなりありましたね。今、白老町内全域でそういうことが発生していないのか。そして解決がされているのかが一つと、もう1点は機械ですから老朽化、劣化なんかがありますね。そういうことで今後もこういうことがあり得るのかということをお聞きしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 山本生活環境課長。

○生活環境課長(山本康正君) まず全町的なその不具合といいますか、難視聴対策の不具合によりテレビの視聴ができなくなった件でございますが、実際に昨年の11月11日から15日の間、それからことしに入りましても1月9日と12日に、そういった事象が発生しております。この原因につきましては、ギャップフィラーという、その難視聴対策の受信点というのが石山にございまして、そこについている機器に不具合が生じたということで機器の交換等を行って、今現在は不具合というのは解消されておりますが、原因としてはそれが原因になってございます。それで今、及川委員からちょっと最近もそういった事象があるということだったのですが、それについては携帯電話の電波が影響しているという、700メガヘルツの推進協議会というのが携帯電話の電波を発信していまして、それがテレビの視聴のほうに干渉してテレビの受信に影響があるという方がいらっしゃると。これは全てではありませんがそういった方がいらっしゃるということですので、この難視聴対策の不具合が今現在起きているということではないかというふうにうちのほうでは考えてございます。それと今後再びこのようなことが起きるかどうかということについては、今その不具合が起こります機器を交換したものを業者のほうに出し

ておりまして、その原因を追求しております。今のところ不具合がやはりあるということで、 故障箇所があるということで途中経過では聞いておりますが、そこを原因をしっかり追求した 中で今後このようなことがないような形で対応してまいりたいと。今のところは機器の交換を して正常にそのギャップフィラーのほうは正常に作動しておりますので、今後は、今現在はう ちのほうではもうこういった事象は起こらないというふうに考えております。

○委員長(小西秀延君) 9番、及川保委員。

〇9番(及川 保君) 機械のこと、なかなかギャップフィラーとか、そういうような話をするのだけどもあまりわからないのですけども、町民も同じ状況と思うのです。実は今回の最近の件については、今、あとのほうで言った携帯電話の、これもちょっと私は理解がなかなかできないのですけども、そこの苦情が出てテレビが映らないと、私が現地確認して、家で確認して本当に映らないと。隣近所を確認したところ、周りの皆さんは何ともないのです。その1件だけだったのです。結局、課長だったか電話して無料で修理してくれるということで、電話して翌日来てもらって、結構大がかりな車を持ってきてやるのですけども、その1軒だけというのがその携帯電話のことなのですか。これがまた起こりうるというか、町内全域でもそういうことがまた携帯電話の関係で、電波の関係で、また今後も起こりうるということなのですね。その確認をしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) 今申し上げました携帯電話の電波による障害でございますけ ども、これは昨年の電波の発信というのは11月24日から電波のほうが発信されたということな ので、それでこれは全町的に起こりうる事象ではございませんで、その電波の発信箇所という のが決まっております。その近くにお住まいの方のアンテナにその携帯の電波が入り込んでと いいますか、干渉して電波の映りが悪くなるということなものですから、そのアンテナの向き によって隣のお宅は大丈夫だけども、その当該のお宅は影響を受けるというようなことが電波 のアンテナの向きによって電波の影響を受けるかどうかというのが決まってくるものですか ら、これは全町的に起こることではなくて個別に起こる事象ということになります。それで例 えばそういった現象が起きた場合については、700メガの推進協議会のほうで対象になりうると ころにチラシを入れさせていただいて、コールセンターというのをフリーダイヤルでお知らせ しておりますので、そちらのほうにお電話いただければ、そこの1軒1軒個別に対応させてい ただいて、無償でアンテナのちょっと一部を交換したりだとか、ブースターを交換したりだと かということで対応させていただくということになります。それから携帯電話の電波なのです が、5月に再びまた電波を飛ばす、そのことを今というふうに聞いておりますので、それは萩 野、北吉原の付近で電波を発信するというふうに聞いております。ですからそれについては、 その近隣の方にはやはりチラシを入れさせていただく。それから、もし影響の受けそうなとこ ろには先に工事をしてしまうということをやるというふうに聞いておりますので、影響があれ ばそういった形でそれぞれ個別に対応をするということで聞いております。以上でございます。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

〇11番(西田祐子君) 11番、西田でございます。情報化推進経費になるのかちょっとわからないのですけれども、戸籍のシステムについてお伺いしたいと思います。

111ページの情報化推進経費の委託料になるのかと思うのですけど、もし違っていたら違うと言っていただければと思います。戸籍の地区別の人口統計がとれていないという話を先日の代表質問の中でさせていただいたのですけども、これは住民記録のやつでいきますとこれはどこが担当になるのでしょうか。これはどうしても地区別で字石山とか、字萩野とか、こういうふうにしかどうしても取れないような仕組みになってしまっているのでしょうか。それを元のようにある程度大きめな、昔ほど小さく103町内会に分けなくてもいいと思うのです。もうちょっと個別に分けられる、そういうふうな仕組みに戻すことはできないのでしょうか。前回の代表質問のときに言ったのですけどもきちんとした答弁がなかったものですから改めてお伺いしたいのですけども。

〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

〇町民課長(畑田正明君) 地区ごとの人口の集計ということで、今、西田委員おっしゃったように、現在は例えば石山地区とか、末広何丁目とか、そういうのは集約しております。基本的には103町内会ですか、町内会ごとの人口等というのは今集約されていないシステム上なっております。西田委員さんおっしゃった、昔はそういうような細かい区分けで出ていたというようなことをちょっとお伺いしたのですけど、それについては私どももちょっと過去に振り返って調べてみたのですけど、それがちょっとないような状態なのです。それでこれからシステム上できるかどうか、その詳細に分けて、例えば町内会ごとというような形になるかどうかちょっとわからないのですが、検討していこうかというふうには思っております。ただ、そういうふうになれば当然システムの修正とかになりまして金額的なものもかかってくるのかというふうには予定していますが、まずは調べてできるかどうかという部分からちょっと始めていきたいというふうには考えております。

〇委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。

○11番(西田祐子君) 過去にそういうふうになっているかどうかが確認できないというのはどういうことでしょうか。これは例えば虎杖浜1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、臨海区というふうに集計されていたのです。例えばです。竹浦東区、竹浦緑区、竹浦日の出区、飛生区、浜竹浦、幌内区、竹浦本町区、竹浦中央区、竹浦栄区、こういうふうな形で集計されていた過去があったのに、これは平成24年の話です。ですからそんなにたっていない話なのにそれができなくて1本になってしまったということ自体が私はすごく不思議で仕方ないのです。もともとそういうものがきちんとあったはずなのに、それで私はどうもその辺が納得できないというか、お金がものすごくかかるからここを外しましたというのならまだわかるのですけども、その辺時間もかかると言われても実際に本当に時間かかる話ではないと思うのです。あったのですから。なかったやつをつくってくれというならそれは時間かかると思います。あったものが今回はなくなっているから元に戻したほうがいいのではないですかという話なので、私は何かその辺が今の答弁ちょっと納得できないものですからもう1回お願いしたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。
- ○町民課長(畑田正明君) その平成24年のことは行政区という形での行動をもってその区分けなのかというふうに思っています。ただ、一つの町内会ごとというような形ではないと思うのですけど、行政区行動の数値としては出していたというようなことだと思うのですけど、そういうような形で過去がやっていたというようなことになりますので、私どももそれがどうして今出していないのかというのはそこの理由はちょっとわからないのですが、過去出していたというようなことで、今出していないその理由はそれはちょっと押さえていないのですけども、そういう形であればそういう部分も含めて、またその行政区行動ごとの地区別に出せるような状態になるのであれば、そういうような形で出していきたいというふうには考えておりますが、ちょっとこれから事務的に確認させていただいて対応していきたいと思っております。以上です。
- ○委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。
- **〇11番(西田祐子君)** ぜひお願いしたいと思います。私だけではないのです。町民の方、何人から問い合わせがあるのです。実際にまちづくりのことでやはりまちの将来のことを心配されていろいろ財政のこととか、それとか病院のこととか、バイオマスのこととか、いろいろな白老町の問題、今象徴空間もできます。そういうようなことを真剣に考えている方々がやはりホームページを見て、白老町の人口どうなっていくのだ、自分たちの地区どうなっていくのだということを真剣に考えてらっしゃる方からすると、そこが漏れてしまうと自分たちがこれからどうやってまちづくりをしていったらいいのだというのが見えてこないというお話もいただいています。私も実際に議会で質問をするときに、これが1番大事な私にとっては宝物みたいな存在なのです。ぜひこれは早急に対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

- **〇委員(前田博之君)** 109ページの(7)職員管理事務経費、これは節を見たらふえているところがあるのですけど、私過日職員の作業服の対応について質問していましたけども、説明の中に入っていないのですけども、これは事業費ふえていますので、こういう中で作業服を買うことになったのかどうか、まず伺います。
- 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。
- ○総務課長(岡村幸男君) ご質問いただいた件でございまして、前田委員のほうから職員の作業服貸与したほうがいいのではないかというお話をいただいた中では、今回全部ということにはちょっとならないのですが、この経費の中で消耗品の中でですけども予算的には50名分の作業服については計上してございます。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。
- **〇13番(前田博之君)** これは50名分ということは予算の関係なのか。50名分で在籍職員数のうち何名が対応になるのか。それでこれは貸与という形でいいのですね。
- 〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) ざっくり言うと250ぐらいのうちの50ということですから、そういう形で今貸与する形になりますが、貸与方法詳しくこういうところから始めましょうということはまだ決めていませんが、基本的に作業服がやはり必需的な業種というか、技術系のところにはまず貸与していかなければならないかというふうに考えてございまして、一遍にということはなかなか予算も大変でございますので、順次そういう形で貸与していきたいと思っていますし、なおかつすぐにこれから定年を迎えるような職員であれば貸与ということも、古い作業服も使っていますので、できるだけ新規の職員というか、新しい職員にも配慮していきたいと考えております。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

次に118ページ、2目姉妹都市費から、129ページ、8目車両管理費まで質疑があります方は どうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。121ページの(1)職員福利厚生経費の中で、ストレスチェック業務委託料というのがあります。これはいろいろな精神的な身体的な負担のチェックをすることだと思うのですが、96万5,000円が計上されていますが、これはどの範囲で実施されるのか、何名分のどういった形の委託になるのか、教えていただきたいと思います。

それともう1点、127ページの(5)遊休施設解体事業として、平成29年度の予算では旧社台公民館と隣接の旧教職員住宅の解体工事を実施するとありました。質問としては、もう財政化のほうになっていると思うのですが、旧給食センターですけれども、たしかこの給食センターが設置されるときにこの解体の費用を計上されていました。予定ではもう壊されている計画ではなかったかと思うのですが、どのようになっているのか伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) ストレスチェックでございますが、これは28年度から始めさせていただいている部分でありますが、これは正職員のほかにも嘱託職員、臨時職員も含めて行うという形で全部で395名分の計上はさせていただいてございます。中身的には、実は苫小牧保健センターのほうと委託契約の中でやっているのですが、職員にストレスチェックというそういうものを渡しましてそれぞれ記入をしていただくという中で、それを専門機関のほうで分析をしていただくということでございます。その検査料というのが計上させていただいているほかに、当然そういうストレスの高い、高ストレス者という方になるのですが、そういう職員がわかればその職員のいわゆる面接指導というのも必要になってきますので、その経費を見ております。それからそれぞれの組織の中でどこがやはりそのストレスが多い職場なのかということも実は分析をするという中で、全体としてやはり職員の健康面で管理をしていかなければならないというそういう状況になってございまして、今回この96万5,000円の予算を計上させていただいております。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

〇財政課長(大黒克己君) 遊休施設解体事業の件でございます。今年度につきましては、公 共施設と総合管理計画の策定もありますけど、その中に今後必要のない建物については随時壊 していくということで、一応施設名も掲載しながら今後計画的にやっていくということをお示 ししたところでございます。29年度につきましては今回この2館での予算、遊休施設解体事業、 旧社台公民館、それから吉田委員もおっしゃっていました公営住宅、また大町の公衆トイレと いうことで、今年度はこの3事業で解体をする予定でございます。今お話のありました旧給食 センターの解体につきましては、当時、食育防災センターを建設するにあたりまして旧施設に ついては金額をお示ししながら解体の方向ということで議会のほうにも説明があったかと思い ます。その中で解体費用もそれなりに経費がかかるということで、予算の見合いの中でちょっ と遅れているという状況でございますが、今後は今の旧施設がやはり将来的にも全く活用の見 込みがないという判断ができた段階におきまして予算見合いで予算を確保しながら解体する方 向にはなろうかというふうに考えてございます。それは次年度以降ということになろうかと思 います。ただ現在、これはまだ全然具体的な話ではないのですが、今の施設を他に利用できな いかという話もちょっと水面下といいますか、事務レベルでいろいろちょっと話している状況 もありますので、その辺の状況を判断しながら、それが実際やはり基本的にはその話がなくな れば解体という方向で予算づけをして30年度以降に解体を進めたいというふうに考えてござい ます。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番「(吉田和子君) 5番、吉田です。ストレスチェックのほうなのですけども、先ほど岡 村総務課長の答弁で28年から実施していると言いましたね。28年の予算では載っていなかった ような気がしたのです。それで私はことしからなのだと思って質問したのです。私のほうが間 違っているのかもしれません。28年も予算書を見てみたのですけどもなかったものですから、 新しく始めたのならこれは大事なことだと思っていたものですからお伺いしたのです。それで これは総務管理ですから町職員という形になる、395名ですか。これは学校関係の教職員は人間 ドックの経費は管理福利厚生費に載っていますけども、これは載っていないのです。だから学 校職員というのは違った立場なのかと思いながら、教職員はこれに入っていない感じですね。 ですから教職員のチェック、これはあとで学校のほうで聞かなければだめなのですが、学校の ほうも全部含まれているのかと思っていたら載っていないので、総務のほうで全部管理するの かと思ったものですからそのことも含めて、どちらかというと教員のほうもかなりストレスが たまるということがありまして、教師の場合は新任教師とかはモンスターとかいろいろな親御 さんがいていろいろなその対応に、町職員もそうだと思うのですが、いろいろなことに対応す るために精神的にストレスがたまるということで、そういう新入の教員に対しての専門の先生 からの講演をしたり、対応策をきちんと教えていただくということがあるのですが、町職員も 私は同じだと思うのです。町民のいろいろな要望にこたえる、だからこのチェックのストレス の原因が何かということがわかったときに、そのあとのほうが大事だと思うのです。セクハラ だったり、パワハラだったりいろいろなことがあると思うのです。そういうものを除去してい かなければならない、そういう人間関係も、またはその対応をできるような方にしていかなけ ればならないと思うのですが、それはやはり専門家の先生がやる部分と、それから町としてやっていく部分があると思うのですが、その辺の対応を今後どういうふうに、その問題点のストレスの高い者に対してどういうような対応をしていくのかというのは大きな課題になっていて、それで体調を崩す方がいないということが目的ではないかというふうに思いますので、その点の対応策を伺いたいと思います。

それからもう1点、旧給食センターのことなのですが、2020年度ですから、31年ですか、高速からおりてポロトの象徴の国立博物館に向かうときに通る道路ですね。私も通って見るのですけど、大変に外から見ると汚いです。これはどうなのだろうと思いながら、まだ壊さなかったのだと思って。今伺ったら、今後まだ使っていく可能性があるということでしたので、これは早急にきちんと検討をして壊す、使うのならもうちょっときれいにして外見をよくして、外から見てもいやと思わないようなものにしていく必要があるというふうに思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) まずストレスチェックですが、28年度から実施しておりまして、28年度の予算でも計上しておりますが、ただ金額的にはちょっと少なかったということもありまして補正もさせていただいたりしてお願いしてございます。それで具体的な対応策につきましては、今回初めて28年度実施しておりまして、その結果も高ストレス者という職員が40数名というような形で出てきてございますので、その対応については私どもを含めて、それから管理者という形で対応していかなければならないという部分あります。ちょっと詳細については鈴木総務課主幹のほうからお答えをさせていただいきたいと思います。それからの教職員の関係については、学校教育課のほうからお答えさせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 鈴木総務課主幹。

〇総務課主幹(鈴木徳子君) ストレスチェックの関係についてご回答させていただきたいと思います。平成28年度の対象者については同じように376名で、これは職員、それから臨時の職員さん、嘱託の職員さん含めた総数です。理事者は実は除いております。そのうち今岡村総務課長が言ったように40数人の高ストレス者がおりまして、割合にすると約12%ほどの割合というふうになっております。今後の対応なのですが、医師の面談がその保健センターで委託契約をされている医師との面談をご本人が申し出た方については面談を受けていただいております。その面談を受けて医師のほうからその内容についての回答が実は事務局側、私たちのほうに返ってくる流れになっております。その中で就業の措置が必要なのか、人的な措置が必要なのかという部分の内容診断が入っております。その中で今後経過観察が必要だという場合については、組織としての対応ではなく個別の対応ということで保健師がいるのですけれども、そちらのほうと連携しながら経過を見守っていくということをとっております。組織として就業措置、例えば業務量を減じてくださいとか、もう少し休ませてくださいとか、そういうような措置内容でありましたら、組織として業務量の改善を図るとか、人数をふやすですとか、総務課のほうでそのような対応策を考えて実施していくという内容になっておりまして、今年度始まった中については特段就業措置の命令というのはまだ今のところかかってはいない状態です

が、今後その職場単位での業務量の把握等を含めてストレスを軽減させていく方法は次年度以降も検討していかなくてはいけないかというふうに思っておりますので、29年度についても同じような内容でなるべく高ストレス対象者がないような形にしていきたいことと、あとは管理職についてはラインケアといいまして、やはり管理職のほうから部下の様子を把握しながら、ストレスを軽減していくということも今後、そのような研修も道のほうで行われている研修に管理職に参加していただくように促していくなど、そのような形も対応としてとっていきたいというふうに考えております。

○委員長(小西秀延君) それでは教職員について、岩本学校教育課長。

○学校教育課長(岩本寿彦君) 学校教職員のストレスチェックの関係でございますが、基本的にやることは先ほどお話しした町の考え方に基づいてやるものというふうに認識しておりますが、教職員につきましては一定規模の教職員数のいる学校については必須になるのですけども、それ以外につきましては努力義務というようなことで現在通知が来ております。本町の学校の場合は全て努力義務ということになってございまして、管内の市町村の動向なんかを見ますとまだ実施というようなところにはちょっと至っていないということもございまして、教育委員会といたしましてもちょっと他市町村の動向を見ながら今後導入しなければならないかというふうには考えております。

〇委員長(小西秀延君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) ただいま、現状については岩本学校教育課長のほうで答弁させていただいたとおりでございますけども、現実的に吉田委員がお話しされるように日々担任というのはさまざまな対応の中でストレスを抱えている部分もございます。 具体的に学校では管理職が、そのストレスのための面談ということではないのですけども、日々の業務にかかわって校長が職員と年間に2回、3回ほど面談するような時間帯を確保しております。その中でいろいろな悩みですとか、そういったものも管理職のほうで聞き取りながら指導助言を行うとか、あるいは全道的には教職員の福利厚生にかかわって、札幌が中心ですけども、そういった教職員の悩み相談といいますか、そういうような窓口もございまして、そういうことの周知を毎年行っておりますので、なかなか学校の中では相談できないこともありますので、それは札幌のほうにまた電話して教職員がいろいろアドバイスを受けながら、できるだけストレスも含めて軽減しているというふうな状況でございます。

〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 遊休施設解体事業の関係でございますけど、ただいま吉田委員のほうでおっしゃられましたとおり、やはり今回の旧社台公民館につきましても、2020年を見据えて国道に老朽化した建物があるのはいかがなものかというお話の中で、今回やっと予算を確保させていただいて解体ということにこぎつけたという状況でございますので、この旧給食センターにつきましても、やはり今現在水面下の民間での活用という部分が、まだどうなるかわかりませんけど、その辺を早急に判断した上で、仮に取り壊しという判断をした場合には早急に解体の方向で進めていきたいと考えております。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) このチェックことなのですが、管理職も含めて対応していくということなのですが、管理職に対してでストレスを感じている方もいらっしゃるのですね。学校等もそうなのですけど、今はもういらっしゃらないので言うのですけども、たまたま管理職のその先生の動向に対して大変にストレスを感じ、自分もそうだけれども同僚の教員も感じているということも、そういうのもちょっと相談があったことがあるのです。ですから本当にそのストレスのあり方がどこにあるのかということを明確にして、その先生をやめさせるとかそういうことではないですけども、管理職の対応も必要ではないかというふうに今後思いますので、先ほど道のほうでも町もそうですけど管理職の研修もあるということですので、しっかりやはり管理職としてのあるべき姿勢というのを学んでいただいて、本当に働きやすいところの場所にしていくということが、それが町民サービスにまた向かっていける大きな要因にもなると思いますので、そういったことを努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員長(小西秀延君) それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

〇委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど吉田委員から質問がありましたAEDの台数について、台数がわかったということで 答弁を願いたいと思います。

中村消防長。

- **〇消防長(中村 論君)** 先ほどの町での台数ですけども、白老町全体が59台のAEDが設置されておりまして、町で設置しているのが23台、白老東高校にも1台設置しておりますけど、町で独自で設置しているのは23台となっております。なお維持管理につきましては、うちのほうからも各施設には定期的に点検を促すようには文書等で指導しております。以上でございます。
- **〇委員長(小西秀延君)** その件についてはよろしいですか。

5番、吉田和子委員。

- **○5番(吉田和子君)** 全体で59台で、23台ということはリースではなくて町管理のものが23台ということでいいのですか。それとも59台あるけれども全部リースなのか。その定期的管理をきちんと促しているというのですけど、促した後の結果きちんとやったかどうかということが大事だと思うのですけど、すみません。
- 〇委員長(小西秀延君) 中村消防長。
- **〇消防長(中村 論君)** 23台の内訳につきましては、リースも含まっているし、単独で購入されている方もいるし、寄附という形のものもたしかあるはずなのですけども、基本的にはAEDの設置に関する管理は実は消防ではございませんので、厚生省の管轄になります。ですけども一応私どももそれにつきましては救急講習等で大切な機械でありますので指導という形の中でと、相談という形の中でさせていただいております。
- ○委員長(小西秀延君) それでは引き続き118ページ、2目姉妹都市費から、129ページ、8

目車両管理費まで質問を受けたいと思います。

8番、大渕紀夫委員。

〇8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。119ページの姉妹都市費の関係でちょっとお尋ねをしたいのですけれども、予算は増減はほとんどないのですけれども、まちとしてのこれからの姉妹都市事業に対する考え方をちょっとお尋ねしたいのです。一つは姉妹都市校、学校ですね。

これが例えばケネルなんかの場合は今はほとんどやられていないというのが実態だと思うのですね。仙台の1校ですか、あそこは随分活発にやられている部分もありますけれども、そこは余りないような気がしているのです。また民間の交流というのがどの程度行われているのか。

予算はほとんど変わらないのだけれども、ここら辺がやはり非常に本来姉妹都市の関係というのはここら辺が大きなところではないかと思うのですけども、その考え方。それからケネルの関係でいえば相手側の市の動き、これがやはり姉妹都市に関しても大きな影響を与えているような気がするのですけれども、今のケネルの状況というのはどんなような状況になっているのか。白老町との姉妹都市を積極的にやりたいというふうに言ってらっしゃるのかどうか。そこら辺どういうふうに押さえているかということなのです。なぜ聞くかということは、将来的には子供たちの交流というのは私は絶対に必要だというような考え方を持っているのです。それはこれからは間違いなく海外に目を向けなければ子供たちもいけないという状況の中で、今のようなやり方でいいのかどうか。また行政がこういうようなかかわり方でずっとやっていくのかというあたり、そこが将来方向の部分で聞きたいところなのです。例えば委託料の中で国際交流促進業務委託料とあるけど、これは40何万円がついているけども、この中身も含めてどんなような考え方で今後進めていかれるのか。予算はほとんど変わらないけれども、どのように考えているかお尋ねしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 佐々木地域振興課主幹。

○地域振興課主幹(佐々木尚之君) 姉妹都市の担当として私のほうからお答えしたいと思います。民間のほうで言いますと、ケネルのほうとの交流ということでケネルフレンドシップ協会ですか、民間のほうで立ち上げてございますし、つがる市のほうで言いますと、今姉妹都市協会の中で津軽部会というのができまして、昨年年末物販のほうでつがる市が来られたときに、今後の交流のあり方ということで、その部分についても町のほうと津軽部会入りまして、つがる市のほうと今後の交流の仕方というものをお話ししているところでございます。

国際交流の促進業務委託料のほうですが、内訳としましては、私たちのほうから委託内容としまして、翻訳業務、あと国際交流業務、相談業務、内容としましては、ケネル市など町外の姉妹都市などから来た文書とメールなどについて翻訳いただいている部分と、国際交流のほうでは代表団が来られるときケネルハウスの運営の部分、あとフェイスブック等の運営協力、あと相談につきましては町民等におきまして、実際、日本国外のほうに学業で行きたいとか、そういった相談のほうも受けつけているということで聞いております。私のほうからは以上です。

〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

○地域振興課長(高橋裕明君) これからの姉妹都市交流全般になりますが、最初にケネル市の動きといたしましては、昨年も代表団というか、フレンドシップと一緒に町も行っておりま

すけども、その中でケネル市の市長さんが変わったということがございまして、その中でケネル市側としてはやや消極的な体制になりつつあるということで、向こうとしても今後の交流についてどういうふうにしていこうかということは今後考えていくということとしておりますが、その結論は明確には現在出ておりません。それで仙台につきましては、例えばことし政宗生誕450周年ということになりまして、そういうような節目節目でも行政との交流もしていこうということで、ことしも青葉まつりのほうに参加したり、向こうからは牛肉まつりにすずめ踊りなんかが来町されるということで、そういう節目とかそういう大きなイベントの機会にきちんと行政もかかわって交流をしていこうということとしております。あと補足ですけども、国際交流促進事業経費、若干2万6,000円ほど増額しておりますけども、これは単価で申しますと大体432時間程度のそういう業務計算をしておりますけども、実績見合いであれば大体毎年500時間以上の業務を行っているということがございます。それとともに昨年の北海道の最低賃金改正に伴いまして、最低賃金が786円ということになりましたので、その関係の若干のアップがあるということでございます。

- 〇委員長(小西秀延君) 安藤教育長。
- ○教育長(安藤尚志君) 学校における交流についてご答弁させていただきたいと思います。 まずケネル市との関係でございますけども、これについてはなかなか子供たちが実際に人的 交流というような形での交流についてはさまざまな課題がありまして、なかなか現実には至っ ておりませんけれども、1年に1回、お互いに児童生徒の作品を交換し合うというような形で の交流を継続しているところでございます。仙台市につきましては、白老小学校と仙台の片平 丁小学校との交流は隔年でそれぞれ訪問実施ということで継続しております。あと竹浦小学校 とつがる市の森田育成小学校の交流については、なかなかパイプがつながっていなかったので すけれども、新年度に向けては実は6年生が修学旅行で函館を訪れますので、日程を調整して 子供たち同士が函館で一緒に会おうというような計画が29年度予定されているところでござい ます。
- 〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。
- ○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。私はこの姉妹都市交流はとても大切な事業だという ふうに思っています。やはりきちんと焦点当ててやらないと、この間私たち総務文教常任委員会で学校訪問いたしました。学校行って聞きましたら、今、安藤教育長さんが答弁されたとおりだけれども、ほとんど実態としてはあまりないというのが実態なのです。それが何かの足かせになるようなことは、私はそういうのは交流ではないのではないかと。私が言った民間という意味はどういう意味かというと、例えば以前はライオンズだとか、ローターリーだとか、いろいろな商工会とか、いろんな団体が本当にまちを上げてそういう交流をすると。そして本当に経済効果がないのかとか。フレンドシップクラブとおっしゃいましたけど、実際に今会員は何人ですか。あれは広がらないです。趣旨が違うのです。フレンドシップクラブはそれはそれでいいのです。交流されるのは構わないのです。ただもうちょっと違った形で本当に実のある、大人が交流して遊びに行くというのは個人でも行けるのです。個人でもケネル行っている人、実際いますから。違うのです。子供たちが本当に交流をして国際感覚を身につけるという、そ

ういう役割は私は非常に大きな役割を700数十人も白老町から行っているわけですから、それが 今のまちづくりに私は見えない形の中での影響というのはきっとはあるのではないかと思って いるのです。ただそれがまちの力だけでやっていたらどうなるかというと、財政が厳しくなっ たらそこは現実的に圧縮されているわけでしょう。これはお金があったら、多分学校交流もも っと行くかもしれません。ですから私が言っているのは、そういう姉妹都市交流をきちんとも っと根本的に見直さなければだめだと。何か横並びで延長線上でただ予算つければいいという のではなくて。それともう一つは、窓口2本になっているのです。確かに学校教育の問題とわ かります。だけどやはり姉妹都市交流は1本にして、そこの中に教育委員会が入るなり、企画 課が入るなりの形の中で1本でやらないと、これは本当に私は実のあるものをつくるとなった ら、これは全部合わせたら結構な金額ですから。交流のときはまた別の枠の予算組まれますか ら。ですからそういう意味で私は将来的な姉妹都市交流のあり方を考えたらいかがですかと。

やはり実効上がらないものはやめても構わないのです。実効上がるもの、本当に民間で民間がお金を出してやると。ケネルの前の市長さんの場合はそうだったでしょう。結果は、向こうは民間でお金を集めて民間で交流しているわけですから。こちらはまちがお金を出さなかったらやらないということでしょう。違うと思うのです。そういうところを考え方を転換しないとだめではないのかということを私は言っているのですけど、そこだけちょっと。

〇委員長(小西秀延君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) 姉妹都市の関係です。将来的なことを見据えて姉妹都市のあり方と、交流視点と思います。確かにおっしゃるとおり、姉妹都市交流、過去を振り返るとケネルとは、子供たちが毎年行って相互に交流してきたと。そういう子供たちがもう社会人になっています。もう40歳近いと思います。そういった方々の成果というのは目に見えない部分でやはり子供のときに国際交流という、個人では行かれない部分が団体で行ってきた部分という、なかなかそのはかり知れない成果があるというふうには捉えてございます。今大渕委員おっしゃるとおり、財政厳しい中でやはり1番最初にここを圧縮しようとしたことも事実であります。

交流の捉え方の視点として、今お話あったとおり、ケネル側は民間なのです。市はお金を出すというのはほとんどなくて、民間がパーティーでも持ち寄ってしてきていると。白老町の場合、これは国民性かもしれません。やはりおもてなしというか、接待というか、お客様が来るということでは各家族もそうなのですけど、まちとしてもやはりそれなりの対応をしてきたという部分で、ケネルにいままで行ってこられた方がお話されるとき、白老町財政厳しくて交流がといったときにケネル側やはりクエスチョンなのです。というのは、ケネル側そういうふうにみんなが持ち寄ってやるという部分が違いがあるかと思います。それで答弁しますけども、もう一度原点に返って、この交流のあり方をどうしていくべきか。民間だからこうしないとか、こうだからやるとかやらないとかという視点ではなくて、国際交流というのはやはり子供たち視点でしっかりやっていくという部分の大事なものがありますから、そういった部分で方向性はしっかり出して、それから窓口の部分もございました。町長部局と教育委員会部局とあって、今見え方としてはそういうふうになっていますけど、やはり姉妹都市交流という大きな部署があってそこでそれぞれが分かれている。私どももそういうつもりではいるのですけども、やは

り対外的にはそういう窓口が1本化になっていないというご指摘がありますから、その辺も整理させてもらいたいというふうに考えております。

〇委員長(小西秀延君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 去年、代表団の1人として向こうに行ってきた者として、ちょっと向こうの様子なのですけども。先ほども答弁にありましたけども、市長が代わって、随分その姉妹都市協会とその市のかかわりの関係が、言えばあまりいい関係にはなっていないというのは私自身も何か初めて行ってお話を両方から聞く中ではそういう感じをしてきました。それと同時にケネルの姉妹都市協会自体がなかなか会員の皆さん方が高齢にもなってきているし、それからさまざまな事情があって会員数が減ってきているので、そこのところの協会としての行事といいますか、その事業をおこしていくというところは難しくなってきているということは会長さんのほうからお話を聞きました。ただ、去年35周年ということで行って、今後のあり方についてはこちらとしては継続をお願いしたいと。

それから学校における姉妹校の関係については、向こうのほうは私が行く前から何度も現場にいたときからなのですけれども、統合がある。こちらも統合があったのですけども、向こうも統合があってその辺の関係でずれが生じてきているので、昨年行ったときもまだそこのところがしっかりしていないので姉妹校の前のときのかかわりの部分は、もう1回見直さなければならないということについては押さえをしてきました。全体的に私も行ってみてやはり今後子供たちが、今うちのまちにもこれから外国人客というか、その交流が入ってくる中でやはり大きな視点で子供たちが目線を持って世の中のことについて考えていく、そういうものはやはりしっかりと町としても子供たちの教育の部分としてつくり出していかなければならないということは、行った者の一つの感想として私も持ってきました。向こうの市長には2020年にこういうふうに象徴空間の開設があるということで、そのときにはぜひ来てほしいということもお話はしてきております。そういうふうな、去年行った私からの一つ感想も含めて状況についてお知らせをしておきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

〇8番(大渕紀夫君) 8番、大渕紀夫です。基本的には理解しました、わかりました。

私が言いたいのは何かというと、これはやはり民間がどう動くかという、ここが大きいと思うのです。やはり民間が盛り上がっていかないと政治的な動きの中で物事が進んでしまうと、やめるかやるかにしかならなくなるのです。しかし今まで、特にケネルの場合は子供たちの海外交流ということでいえば白老ではかなりな拠点、遠方だというハンディはあるけど、逆に言えばそういうものまで乗り越えて30年も子供たちが交流できたというのは、先ほど岩城副町長言いましたけども、私は子供たちの中で見えない影響力というのはかなりたくさん出ていると私は感じています。これはやはり将来の白老町の宝になっていくものです。ですからそこは大人の目線や、大人の考え方や、政治の考え方ではなくて、本当にそこを成就させるために民間が動けるようなことを行政が応援すると、ここら辺が何か大人が遊びに行く姉妹都市交流ではだめなのです。私は違うと思うのです。そこら辺が大きく持ったときにやはり姉妹都市は成功していくのではないのかと思いますので、そこは十分考慮して、今後、方向づけをやはり変え

られるところは変えていくという必要があるのではないかと思うので、そこだけはぜひやっていただきたいと思うのですが、そこの見解だけ。

- 〇委員長(小西秀延君) 岩城副町長。
- **○副町長(岩城達己君)** 先ほどもご答弁申し上げたところではあるのですが、民間を動かすという手法というのは、単にお金を出せばいいということでは決してないと思います。民間の方々が、俺たちがこうやっていく、私たちがこうやっていくぞというところが大事だと思いますので、何とかそこの仕組みもいい仕組みがつくれると1番いいことだというふうに思います。 大人が決して遊びに行っているわけではなくて、やはり姉妹都市という中での交流で成果を上げてきていると思いますので、今後その子供たちをどうやってまたつなげていくか、その点全体も含めて検討させていただきたいと思います。
- ○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。 1番、山田和子委員。
- ○1番(山田和子君) 1番、山田です。127ページの(4)町有林管理事業、これは昨年度も478万円予算がつきまして、そのうち153万円ふるさと納税を財源とし、今年度は653万円のうち、ふるさと納税300万円財源として活用させていただいて、全国各地からのふるさと納税をさせていただいた方に感謝を申し上げるところでありますけれども、昨年ついていなかった管渠整備工事が入っておりますので、この目的と期待される効果についてと、(5)遊休施設解体事業、これは旧社台公民館と教員住宅の解体事業ではございますけれども、近年の解体事業の経費の高騰はごみの分別による経費が大変手間がかかるということで高くなってきているのですけども、わりと小さな施設ですので大町公衆トイレも解体の予算計上されておりますが、これは一括でもし解体を入札をかけるというメリットがあれば一括にしてはいかがかという検討できないかという質問でございます。以上、2点です。
- 〇委員長(小西秀延君) 湯浅農林水産課主査。
- 〇農林水産課主査(湯浅昌晃君) それでは町有林管理事業の管渠整備工事の部分について私のほうからちょっとお答えさせていただきます。今年度、予算計上させていただきましたのは、萩野12間線の高速道路よりまださらに上に約9キロぐらい上がったところに町有林に入る林道がありまして、そこの林道わきからそこを通じて町の管理する道路のほうに雨が降るたびに道路沿いに水が走ってしまうという状況がございまして、そのたびに道路を不陸させていただいたり、路盤を入れさせていただいたりしているのですが、どうしようもないといいますか、継続的にこういう状況を打開するためには水の処理をきちんとしなければならないということで、今回町道に合流する部分の林道のところに暗渠を約15メートルほど道路の下に入れさせていただいて、水の流れ、勾配、形状も含めて、どうしてもそういうふうに手を加えていかなければならないという現状がありました。それをすることによって林道事業者、奥にも国有林とかがありますけども、林道を通る車両が円滑に走れる状況にもなりますし、管理をする上で我々もきちんと管理ができるかというふうに考えております。
- ○委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 遊休施設解体事業のご質問でございます。今、ご質問のありまし

た他の事業をまとめて経費の節減ということでのご意見と承ってございますが、それをやることによってどのぐらい経費が落ちるかという部分の積算等は行ってございませんが、やはり規模が大きくなればそれなりに下がるという部分はあろうかと思います。ただそれぞれやはり管理している部署がそれぞれ違いますし、またこれはいずれにしても入札ということで行いますけど、やはりまんべんなく町内の業者さんのほうにそれをやっていただくということを考えれば、一つにまとめるよりはそれぞれの管理するところで予算をもって、それぞれ入札をかけて実施していくというほうがベターかと思っておりますので、そのようなまとめるという考えには立ってございません。

- **〇委員長(小西秀延君)** 1番、山田和子委員。
- **○1番(山田和子君)** 1番、山田です。やはり管渠整備、これによって大雨のときの冠水を防ぐことができるのかと期待を持って今質問したのですけども、防ぐことができると伺ってうれしいことと思います。ところどころ大雨が降ると冠水する場所は大体決まってきているようなことを聞いておりますので、少しずつ予算をつけてそういった冠水を防ぐ予算をつけていっていただきたいと思います。

それと遊休施設解体事業につきましては、私もそういう考えもありましたし、まんべんなくいろいろな業者さんにお仕事がいくようにという気持ちもありますし、また請け負う業者さんにとってもしメリットあれば、その三つまとめることによっていろいろ重機を借りたりする、いろいろな経費がかかりますから、請け負う業者さんにとってもメリットがある場合は考えてもいいことではないかと思って質問いたしました。理解できました。見解をそれぞれに伺います。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間農林水産課長。
- 〇農林水産課長(本間 力君) 当該箇所につきましては、大きくは平成26年の大雨災害から継続してこういった事態が起きている状況でございました。箇所、箇所で言えばまだまだほかの箇所も整備が必要な部分はあろうかと思いますが、道路管理者のほうとも懸案だった部分が一つ今回予算計上させていただきましたので、今後においても費用対効果もございます。そういった企業さんのほうとか、または我々森林担当のほうとも、そういった部分の費用対効果を含めて段階を追って今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。
- 〇委員長(小西秀延君) 大黒財政課長。
- **○財政課長(大黒克己君)** 事業をまとめることによってメリットがあるという部分につきましては、業者さんのほうも例えば今重機のお話ありましたけど、そちらの業者さんのほうのメリットがあるという部分は、行政としてもそれだけやはりお金がかからないというようなメリットもございます。ただ役所のそれぞれの事業としまして、やはりそこの管理する部門が責任を持って事業を発注するということが建て前、前提でございますので、例えば同じ部署の中で2棟あってそれをまとめるのか、分散するのかという部分の検討は必要かと思いますけど、この今回のように管理する部署が違いますので、この辺につきましてはまとめるというのは非常に難しいかというふうに考えてございます。
- ○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) まず119ページの姉妹都市交流の関係、今同僚委員からお話ありました。もっともだと思います。そして私もこの関係について毎回質問しているのです。きょう同僚委員の質問の仕方がいいから前向きな答弁いただいたと思うのですけど。これを早急に来年に向けて結論を出していただきたいと思います。それと子供たちの交流、これはもう本当にいいと思いますので、こういう部分を主体的にやってほしいと。それと町長は去年、おととしですか、民間活動にシフトして民間交流を主眼するということになったのです。そういうことを言いながら去年は公費でみんな取って行っていましたけども、それは別にして。ぜひこれは私もずっと続けて言ってきていたのです。今回同僚委員からも言われましたので心強いと思いましたので、よりよい意味深い事業の内容が、本当に効果あるような事業を取り組んでほしいと思います。それとそこで事務的な話を聞くのだけども、白老町姉妹都市協会の運営補助金、これの多分人件費だと思うのだけども、積算基礎、勤務体系、何人見ているのかと。当然共済費も出てくるから常勤かどうかと、その辺を具体的にまずお聞きします。

それと126ページの車両管理費ありますね。これは賃借料で540万9,000円みていますけども、このほかに土木のほうなんかを見たら自動車を備品で購入することになっているのです。それで土木で車を買ってやるということは非常にいいと思います。私聞いていますけど現場行くのに今まで非常に苦労していましたから。何を聞きたいかといったら、そうすれば公用車はリースによって一括で購入してコストを削減すると、そういう部分でリースにしているのですけど、また別のほうの部署では備品で車を買うのだけど、その辺の車の管理状況、どういうような形でリースと備品で車を自分で持つと、そういう部分をどういう整合性と一貫性を持ってやっているのかお聞きします。

- 〇委員長(小西秀延君) 佐々木地域振興課主幹。
- 〇地域振興課主幹(佐々木尚之君) 姉妹都市協会の運営費補助金について、ご質問ありましたのでお答えいたします。人区といたしましては、事務員1名分、多忙な時期に備えまして臨時職員1名、その人件費について200万円、あとその他消耗品、通信費等において27万円程度、経費を計上しております。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。
- ○地域振興課長(高橋裕明君) ただいまの人区数ですけども、もうちょっと具体的に申しますと、事務員の分が通常240日かかわっているということなのですが、その4分の3、180日で嘱託の人件費で計上しております。それから臨時職員は、臨時職員の賃金見合いで60日間という計上になっております。
- 〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。
- **○財政課主幹(冨川英孝君)** 公用車の関係でリースと備品購入のその考え方についてでございます。一般的な公用車については、ランニングコスト等々含めてリースにしているというのが現状でございます。ただし今回土木の管理経費、道路橋梁費等々で備品購入費ということで268万円というのを2台購入ということにしておりますが、これについては使用の形態、やはり災害ですとか、常に悪路というか、いろいろな場所に行かなければいけないと、そういった中

で通常の道路だけを走るというような一般的な、例えば公用車のリースにしている部分については半分自分の自家用車で行った場合、行けるような場所というような形になろうかと思うのですけども、土木ですとかそういった部分については災害、悪路という部分の使用の形態がリースにすることによっていろいろとそのリースに耐えうる状況ではないのではないかというようなことも含めまして、土木の関係については今回備品購入ということで町が直接自分で持って修理だとか、維持管理を行っていくと。そういうような形で予算計上をさせていただいたということになってございます。

○委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) 姉妹都市の関係、それでは事務員240日の分、180日、これは常勤なのか。共済費はどのような形で扱っているのか。臨時職員については60日と言っていましたけども、どういう業務を予定しているのか。ということは、先ほど同僚の委員の質問でも、事務事業委託料で41万5,000円でこの仕事の内容言いましたね。これ以外にもこの240日分の仕事はどういう部分の仕事があるのか、お聞きしておきます。

それとリースの関係わかりましたけども、そういう部分でいけば、現業はほとんど自前の予算で車を買ってやるということになってしまうのですか。いきいき 4・6 などはどうなっているのですか。あそこも保健師等々かなり地域を周りますけども、そういう部分についてどうなのか。だから現場と今言ったように普通の道路を走るやつはリースで、山へ行ったりどこかへ行くのは備品購入とかよくわからないのだけれども、もう少し一貫性の中でこうだという定義的なものはないのですか。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

○財政課主幹(冨川英孝君) 公用車の関係につきましては、もともと備品購入等々で自賄いでやっていたものをイニシャルですとか、ランニングコストの部分含めてリースに変えてきたという経緯がございます。今おっしゃったような健康福祉課、いきいき 4・6の関係等々含めますと、基本的にはリースで行っていくのが基本的な考え方にはあります。ですからいきいき4・6ですとかの使用で見ますと、基本的には生活道路を走るということが前提になろうかというふうに思います。今回備品購入とさせていただいた背景には、やはり悪路を走ったり、災害の中でいろいろな場所に行かなければいけないという、そういう生活道路以外の部分への頻度を考えますと、そのリースというような中で運用するよりもしっかり自分のところで持って活用というか、管理をしていったほうがいいだろうということで、今回土木費の関係については2台備品購入費とさせていただいたところであります。ですから基本的な考え方では、通常使う部分の守備範囲の中ではリースをしていくという考えには変更はございません。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 佐々木地域振興課主幹。

〇地域振興課主幹(佐々木尚之君) 姉妹都市協会のほうの実際の事務の内容の部分ですけれども。実際、年間通しまして総会、その他会議、最近でいいますと津軽部会等ができているいるな町民との会議が行われている部分などがありまして、それら会議、あとその他年間通しまして姉妹都市との交流の事業のほうの部分の業務等がございます。そちらの総会時期、交流事業のほうの多忙になった時期での補う部分として臨時職員としての役割を担っております。あ

と共済費の部分でいいますと、町の予算計上と同様に社会保険料等の率を掛けて共済費の計上 をしております。

- **〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。
- ○13番(前田博之君) 私はあまり言いたくないのだけども、事務員の180日と臨時職員60日、委託料の41万5,000円、そういう何をやっているのではなくて、これだけの時間、人区に見合う仕事になっているのかということを聞いているのです。総会一日で終わるのに何日も資料をつくるのにかかるのですか。先ほど同僚委員の今の仕事の内容を見ても、これだけの人区を置く必要があるのかどうかということです。いる人が悪いという意味ではないです。もっと合理的なものの考え方できて予算をつくれないのかと言っているのです。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。
- **○地域振興課長(高橋裕明君)** 先ほど積算につきまして、180日と60日というお話をさせていただきましたけども、実際の実績で申しますと、事務員のほうが257日稼動しております。そして臨時職員のほうが80日ということでございますが、それが丸々一日使っているとは思いませんので、その分を7割程度と見て積算をしているところでございます。
- **〇委員長(小西秀延君)** 人区的、人員的にはどう評価しているのかという点に関してはどうでしょうか。

高橋地域振興課長。

- ○地域振興課長(高橋裕明君) 姉妹都市業務、先ほど簡単に申しましたけども、その趣旨の会議の運営ですとか、あと会員会費の徴収とか、会計の管理、それから各種事業の対応、主にはケネル、仙台、つがるですけども、そういうものの対応と、そういう対応が1人ではやはりやりきれないということで複数に人手が要るときもあります。ですから積算方法としては、先ほど説明しているように積算しておりますけども、実際には複数人で対応しているということがございますので、予算の積算としてはそういう考えでやっております。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13番、前田博之委員。
- **○13番(前田博之君)** それでは事務員は180日だけど260日働いているけども、これは1年間丸々姉妹都市の事務をやっていると。その部分の補助金の人件費だということでよろしいですね。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。
- **○地域振興課長(高橋裕明君)** 先ほど申しましたように、1人の者だけの積算にはならないので、1人とならした場合にそういう日数になるということです。ですから2人で動くときも当然あるのですけども、そういうものをならして先ほどの積算の180日と60日で積算しているということでございます。
- ○委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。
- ○13番(前田博之君) 複数でかかわっているということは、補助金の人件費は1人がきちんと仕事をやっているのではなくて、何人かに分けて人を頼んでやっているという意味ですか。 そして今言ったように共済費きちんとかけているのでしょう。では1人ですね。そうでしょう。今の言い方をすると何かわからないのです。忙しいときに何人も頼んで、だからこの金額

のうちみんなアルバイトを頼んで仕事やるのですか。これを見たら180日、まず常勤なのでしょう。これに対して1人区として社会保険料かけているのでしょう。そこをきちんと整理しておいてください。ここは後々からまた人件費で出てきますから。ここをきちんと整理しておかないとあやふやだと困るのです。

- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。
- ○地域振興課長(高橋裕明君) 多分、その1人の体をどういうふうに分散しているかというようなことにかかわってくる話だろうと思うのですけども、人件費の積算としては180日分と、それに社会保険料、共済費というものをあわせて人件費として積算しているということでございますので、それが全く1人の人のところに全て入るという計算ではありますけども、だから姉妹都市協会の事務をやっているその人1人に、結果的にはそういうふうに計算して出しているということにはなりますけども、その人の共済費とか、そういうものに形式上は全部そういうふうに入っているということで間違いはないと思います。
- ○委員長(小西秀延君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後0時02分

- **〇委員長(小西秀延君)** 休憩を閉じて会議を再開いたします。
 - 13番、前田博之委員。
- **〇13番(前田博之君)** そうしたら姉妹都市協会に行っている事務員、臨時職員も含めて、 あいてる間には蔵の仕事もやるということですか。そうしたらほかの仕事何やるのですか。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。
- **〇地域振興課長(高橋裕明君)** この姉妹都市の協会のものということではなくて、蔵と今お話ありましたけども、その職員のことを言っているのだと思いますけども、その方たちは複合して業務は行っているのは事実でございます。
- 〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。
- ○13番(前田博之君) 今、私がこだわるのは、姉妹都市としてこの予算を組んでいるのです。姉妹都市として事務員180日、ではほかの仕事をやるのだったら別な部分からの形の中で人件費充当すべきではないですか。ではこれは減ってくるのではないのですか。だから本当に先ほど同僚委員もやっているけども、姉妹都市として本来どういうことをしなければいけないのですか。それにかかる事務どうですかといったら、佐々木地域振興課主幹は委託料の中で相談業務までやっていると言っているのです。ではこの運営費の227万円については、姉妹都市協会の予算に組んでいるけども、ほかの仕事もやらして、それの中で一応ここに予算を組んでいたという話ですか。では180日のうち、どれだけの本来の姉妹都市協会の仕事をやって、ほかに雑務、蔵とかあそこは今いろいろやっていますから手伝いをやっているはずです。ではその部分の割合はどういうふうに認識しているのですか。その分はどういう形で予算査定されていますか。
- 〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

- **〇地域振興課長(高橋裕明君)** 姉妹都市にかかわる業務として、どの程度あるのかということを積算して、それを人件費に置きかえて積算しているということでありますので、これからいっている業務が全て1人の人の全業務分というわけではないということでございます。
- ○委員長(小西秀延君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時06分

○委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで質問は終了とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時15分

- ○委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開したいと思います。 次に128ページ、9目企画調整費から、141ページ、17目諸費まで、質問のある方はどうぞ。 4番、広地紀彰委員。
- ○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。131ページの(5)移住・定住促進事業について、1点伺います。これは昨年度のこちらの同項目の予算では17万3,000円ということで、今回145万1,000円の増ということで、しらおい移住・滞在交流促進協議会に対しての補助金がなされているという部分。ここをしっかりと押さえて政策的に進めていかなければいけないという趣旨で質問しますけども、まず今回、これまでの移住・定住にかかわる活動内容とその成果、それと実績のまず関係を整理してください。あと次年度に対してのこの予算計上の経緯、これはおそらく移住・定住の協議会に対してはもともとある程度の補助金がついて活動を保証されていたと思うのですけども、財政基金の部分でいって絞ってきたという経緯は大枠は理解できています。ただ本年度こういった形で計上になったという部分の経緯について説明を願いたいと思います。あと次年度にかけてのこの事業の内容や、もくろみについてもう少し具体的に答弁を願いたいと思います。あと次年度にかけてのこの事業の内容や、もくろみについてもう少し具体的に答弁を願いたいと思います。あとは関連しますので、ここで質問しておきますが、町として押さえている空き家の戸数について。
- 〇委員長(小西秀延君) 森経済振興課長。
- **〇経済振興課長(森 玉樹君)** 移住・定住促進事業に関するご質問でございます。初めに28年度の活動内容でございます。28年度の活動内容につきましては、まず協議会事業としまして、町で管理しているおためし暮らしの物件1件ございます。そちらのおためし暮らしの対応がまずございます。それといわゆる移住フェア、こちらのほうに28年度につきましては協議会の構成員含めまして5回、東京、名古屋、大阪等にフェアを実施してございます。それと2月には起業者向け、業を起こす企業ですけれども、起業希望者向けの移住体験事業を2泊3日で実施してございます。それと成果でございますけれども、そういった協議会の活動としまして、まず完全移住者でございますけども28年度、これはまだ3月終わっていませんのでまだ見込みで

すけれども、町内の不動産業者のほうから毎年、その物件を購入した世帯について確認しております。28年度につきましては12世帯、20名の方が白老のほうに引っ越してきているという状況でございます。それといわゆるおためし暮らしの実績ですけども、町の物件1件と、あと不動産業者さんで3件、そういった形で使われておりまして、トータルで11世帯、29名のおためし暮らしの実績がございます。それと予算の経緯なのですけれども、実は28年度のこちらの移住・定住事業につきましては、もともと町の予算で組み立てていたのですけれども、それとは別に地方創生の加速化交付金の対象になったものですから、27年度の繰越予算として実は230万円別に計上していた部分を補助金という形で協議会のほうに支出しまして、それで先ほどご説明いたしました活動について事業を実施してきたという経緯がございます。その関係で今年度につきましては昨年から大幅な増にはなっていますけども、経緯としてはそういったようなことがございます。それと次年度に向けてということですけれども、基本的にはこの東京等で行われる移住のフェアのほうに再度積極的に出向いていきたいというふうに考えております。

その中の取り組みの一つとしましては、昨年まで参加したことはなかったのですけれども、6月に北海道主催の本気の移住相談フェアというのが全道から25の市町村しか参加しないのですけれども、そういったフェアにも参加しまして積極的に白老町のことをPRしていきたいというふうに考えてございます。

それと最後の空き家の数でございます。こちらにつきましては、現在町で把握しているという実態は経済振興課でもきちんとした押さえはないのですけれども、そちらは建設課のほうでお願いいたします。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田建設課長。
- **〇建設課長(竹田敏雄君)** 空き家の戸数の関係です。空き家につきましては前回、ちょっと何年か前なのですけども、全体の町内会にお願いして空き家といわれている部分の戸数は押さえています。その中で特定廃屋という戸数があるのですけども、それが大体30軒ぐらいありまして、空き家というのは今現在押さえているのは約40軒ぐらいなのです。なのでまちの中全体の空き家の数を正確に押さえているかというと、押さえきれていないという状況です。
- ○委員長(小西秀延君) 4番、広地紀彰委員。
- ○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。まずこの移住・定住というのは本当にこれからますます大事になってくる事業に、人口減少だとか、そういった部分をこれからやはり町としてどういうふうにして対応を図っていくかという部分がこの事業にかかってくるのかという立ち位置で、白老町は今、25自治体が入っていたフェアに対しても積極的に参画していくといった部分については理解できました。それでこの情報の周知のあり方なのです。実はこの空き家バンクの関係なのです。今、この空き家の質問するにあたって他自治体の例も含め、もちろん我がまちもそうなのですけども、どうやってこの移住を考えて調べようかということで、今調べたのですけども、白老町空き家で検索しても結局、一般の不動産関係の広告みたいな形がやはり出てきてしまいまして、なかなか空き家にたどり着けないのです。実は石山のほうに移住されてきた方に話を伺ったのですけども、最終的に町にも問い合わせはさせていただいたそうです。町もきちんと対応はしてくれていたのですけども、やはり物件の情報も町として押さえてい

る物件の情報というのはそれほど多くはないので、結果的に自分が事業者のところまで出向い て不動産会社の人と一緒に探して、その方は移住に結びついてはいました。それで成功してい る自治体のほうの例、ちょっといろいろあるのですけども、例えば道内で東神楽町だとか、こ の空き家バンクでネットでの周知を図っている自治体が一定の成果をおさめています。空き家 ジャパンというホームページがあるのです。これは各日本全国の自治体に都道府県の空室率を 掛けて、推定空き家戸数というものを出しています。今、竹田建設課長の答弁は理解できまし た。実態があるので、例えば病院に入っているものなのか、本当に空き家になっているのかど うかとか、そのまままではちょっとつかみ切れないと思いますので、町の押さえはそれで結構 なのですけども、それで見ると空き家ジャパンの白老町の項目を検索すると、白老町その当時 は約1万8,000人程度の人口で、それでそれに都道府県の空き家の空室率が約14%です。それを 掛け合わせると推定空き家戸数が約です、このホームページの情報によると1,300軒を超えてい ました。実際、白老町の空室率は総務省の5年ごとに統計が行われている空き家にかかわる利 用実態の調査5年ごとに実施されていて、直近も今、平成25年度ですけども、その実態による と白老町の空き家の空室率は約16%、ですから北海道の平均よりもちょっと若干高いので、こ れを掛けるとさらに推定空き家の戸数がふえます。ですから実際所有者の問題だとか、精緻な 調査は必要はないと思います。ただこの空き家を売りたいという人が本当に多いのです。実際、 ただでいいからもらってくれないかと話も私の手元にも数軒きました。もう固定資産税もかか るからもう住まないしということで、もう自分の施設に入ることを決めたとか、さまざま理由 がありました。こういった構図、今後人口減少が進むにつれてますます高齢化の関係も重なっ て、この空き家の対策というのはすごく大事になってくると思うので、やはりこの情報の開示 のあり方、ネット活用、特に今総務省のほうでも空き家の全国版のホームページをつくるとい う事業が検討されているというふうに伺っています。また一般社団法人の全国の移住交流協会 というところがまたホームページを開設して、そこのページは写真もついてある程度物件の状 態を把握することができます。そういった情報開示を積極的に行って、やはりこれが移住・定 住につなげていく大きな政策の位置づけとして空き家の利活用を進めていくべきだと思います がいかがですか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田建設課長。

○建設課長(竹田敏雄君) 空き家バンクの関係についてお答えします。今現在、白老町のほうでは空き家バンクということの取り組みは行っておりません。近隣の市町村では室蘭市が空き家バンクを取り扱っていまして、そういった形もありますので、この白老町が独自に持つ空き家バンクと、それから北海道が空き家情報バンクと、同じような部分なのですけども、そういうことをやっていますので、まず北海道のほうには、それは北海道のほうと連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えています。それから独自に持つ空き家バンクにつきましては、新年度の中で空き家に対する計画をつくっていきたいと思いますので、その中でその計画をどういうふうに組み立てていくかとか、そういったことも含めて協議会というのもあります。つくらないとだめなので、協議会をつくってそこで計画を練り上げるというようなことで、そういった事業については組み立てていきたいというふうに思っています。その中で移住・定住

の部分も連携を持ちながら計画をつくっていきたいというふうには考えています。

〇委員長(小西秀延君) 4番、広地紀彰委員。

○4番(広地紀彰君) 4番、広地です。今の答弁で理解できました。ぜひ次年度に向けてさ まざまな形の中で、利用者のニーズに合う形の空き家の活用の取り組みを進めていかないと空 き家が廃屋にもまたつながっていきますので。それで今、1問目の答弁のほうで企業に対して も周知を図っていたという実態、報告されていましたけども、これは事業者の方たちと会う機 会の中でやはり白老町が突飛すべきその優位性があるのは温泉がついているかどうかという部 分です。温泉がついていると企業が保養所として保有をしたいと。これは札幌市から実際に私 の問い合わせがきました。どこか空いているところがないかときました。あとこれから、これ は答弁要らないですけども、サロンだとか、高齢者の方たちが集うときに温泉つきの自由に利 用できる空き家が一つあればいいのだけどという声、町民から実際寄せられました。そこでみ んなでお菓子を持ち寄って食べたあとお風呂も入って帰れるのだといった部分。実際に移住者 の中で、白老町にもう引っ越してこられた方ですけども、がんが治ったと。それはわかりませ ん。その原因が温泉だということは言えません。ただ本当に白老町の温泉を愛して、白老町に 本当にその温泉を求めて移住をしてきた方がいるということで押さえたいと思うのです。です からそういった形で白老町の優位性をPRして、企業の利活用も含めて、空き家のこういうあ る意味大きな成長のチャンスにもつながるこの移住の政策はやはりもっともっと来年度に向け ても進めていくべきだと思いますが、最後その計画を伺って終わりにします。

〇委員長(小西秀延君) 森経済振興課長。

〇経済振興課長(森 玉樹君) まずちょっと起業の言葉なのですけれども、先ほど私が言いましたのは業を起こすのほうの起業者向けということで、会社という企業ではちょっとなかったですのでその辺まずご理解いただきたいとは思います。やはりそれこそ移住フェアの中においても、まずその温泉つき住宅といったところでの魅力を感じて直接の相談につながったりしている部分もあります。それとあと不動産業者さんにも聞きますと、やはりそういった温泉つきというものが魅力で問い合わせ、相談があるというふうにも聞いていますので、その温泉というものも白老の有効な地域資源であることは我々も承知していますので、そういったものも含めて積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

〇委員長(小西秀延君) 6番、氏家裕治委員。

○6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。137ページ、(1)町内会活動育成経費から始まって、(2)地域コミュニティ支援事業、そして(1)町民活動サポートセンター運営経費、そして(1)町営防犯灯維持管理経費、また(2)防犯対策経費にまたがっての質問になりますのでちょっとお聞きしたいと思います。昨日の代表質問で現在町内会の空白地はないという答弁がありました。確かに現状を調べると空白地はないのだろうと思います。運営実態のない自治会があるということなのです。ということは町内会費を集めていない、解散している、そういう認識のもとにですね。ただし広報の配布は、例えばあるそこの代表の方が広報の配布ぐらいは私がやりますみたいな形で運営している。ただし実態はあるのだけども運営実態がない。そういった町内会が今後ふえつつあるのではないかと思うのです。先ほど空き家対策の話も出まし

たので、そういったことをしっかりとらまえながら、例えば空き家対策、そこに来る方々に対しても例えばその運営実態のないところにそういった方々が来て新しくそういった組織運営を掘り起こしてくれればいいのですけども、それまでの間の支援ということでちょっとお聞きしたいと思います。運営実態のない自治会組織をそのままにしておいていいのかという観点でちょっとお話をしておきたいと思います。まずその運営実態、これは町内会連合会のほうにも行っていろいろお話をお聞きするのですけども、そういったもう解散しなければならないだとか、そういう実態をまちとしてどう捉えているのかということをまず1点お伺いしておきたいと思います。

それから町内会活動の行政窓口が今回もまた地域振興課から企画課のほうに移るのですね。 町内会自体が高齢化が進んできて、なかなか役員のなり手がいないという中で行政窓口、相談窓口の部分で行政窓口が次々と変わるというのははっきり言ったらすごくやりづらいのです。 町内会運営上です。行政の運営上はもう仕方がなくやっているのだと思うのだけども、でもこれは簡素化して、そして中期、また長期的な目で町内会に寄り添うような形の中での運営主体にしてもらわないと困ると思うのです。ましてやそういったところに視点を置いた予算づくりをしてもらわないと困る、そう思うのです。まずその辺についての考え方も1点お伺いしたいと思います。

それから26年から10年間のLED化の対策がとられていますね。これは私も代表・一般質問 の中でちょっとお伺いしたことがあるのですが、10年後は町内会に維持管理を戻すということ になっているのですね。それが覚書になっているのです。覚書というか、行政と町内会との交 わし事になっているのです。でもこれは10年先のことだから町内会の運営実態がどうなってい るかがわからないと。だからこれは今後やはり行政で維持管理を進めるべきだし、そのあり方 についてはこの10年という期間を設けながら検討してほしいということで質問してきたつもり でいます。その今の行政の中での進行状況というか、考え方の動き方、26年ですから、もう27 年、27年から実際始まっているのですか、27年、28年と29年目に入ります。どういった形の中 で今後の町内会運営というものを視野に入れて協議を進めているのかということについてちょ っとお伺いしておきたいと思います。それからそういったことを視点に置きますと町内会組織 の衰退というのは各課にまたがる大きな問題になってくる。これは生活環境課だとか、企画課 だとか、健康福祉課だとか、本当に各課にまたがる問題なのです。ですからそういった考えで こう見ますと、防災だとか地域包括支援、今これから見守り活動とか等々やっていかれる。ま た地域コミュニティのあり方等々を考えたときに、こういった運営実態のないような組織がふ えるということは大変なことになってくると思うのですが、その辺についての考え方もお伺い しておきたいと思います。

そして単純に聞いていきます。あと実態のない例えばその運営形態を続けている。そういう町内会、組織とは言わないかもしれない、そういった自治会があると思うのですけども、例えばその一つの例を挙げて言いますと、街路灯なんかは今LED化の施策が進められていますので、街路灯なんかの設置、どうしてもここは必要ではないのかと外から言われるところがあったりすると。それは今の基準でいくと、今のルールでいくと2分の1その町内会にその負担を

求めて設置することはやぶさかではないですという、これは一つのルールです。もうこれを覆 そうなんて思いません。でも運営実態のない組織にそれをいくら言ったところで何の解決にも ならないわけです。運営実態がないわけですから。ですからそこについてはそこの自治会がま た新たに今解散して運営実態がないと。またこれが新たに運営ができるような組織になるまで の間、臨時的な対策でもいいから町での支援というのは私は必要だと思うのですが、その辺に ついての考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

〇地域振興課長(高橋裕明君) ただいまご質問ありました町内会関係のご質問でございます けども、まず代表質問でもお答えしたことについてなのですけども、町内会が解散して隣の町 内会とお話して隣の町内会はいいですということになっていますけども、前の旧町内会が実態 のないというか、隣の町内会活動と一緒に活動しているというわけではないという実態がある ということでございますが、確かにそういうような実態は聞いております。内情的に申します と、なくなった町内会の方たちは、特に町内会活動をしなくても困らないのだということと、 会費は納めないといった実態があるというふうには聞いておりますけども、今お話ありました ように街路灯ですとか、ごみ捨てですとか、いろいろなものがあるということで一応そういう 町連合と町で説得するというか、お話し合いをしながら進めているところでございます。とに かくそういう当事者同士でちょっと話をしていって、納得いく部分はそういうふうに入っても らうとか、そういう形で進めることしか今はないのですけども、町連合も昨年度までいろいろ な団体活動も持っているし、地域町内会活動を持っていたということで、今その町内会のほう の専属の組織となりましたので、やはり今後考えられる課題に対してどういうふうに進めてい こうかということは町と町連合でこれからそういう場合にどういう手続きを取っていく、どう いう段取りで進めていくとかというものをきちんと決めていきましょうということには今検討 しているところでございます。

2点目のLEDの問題ですけども、これは前にもご質問ありましたが、10年後のことであるのでその経過を見ながら、その実態に合わせて町がそのままもつのか、町内会に戻すのかということは協議していきましょうということにしております。ですから今の段階では、今始める段階では町と町内会の契約事ですので、今は町に一回移管して、終わったら戻すという原則的な話になっておりますけども、それは実態に合わせて協議が必要だというふうに考えております。

それからそういうような町内会組織の形態というか、そういうことに関して先ほども申しましたが、町と町連合でいろいろ方策を考えていこうということと、あと町といたしましてもやはりそういう現場での実態、これは行政各課にもやはり問題が出てくるということで、端的にいわれるのは共助とか、共の強化ということで、さまざまな取り組みを進めているところですし、次世代の担い手もきちんと継続できるようにということで対応しているところでございます。それからその具体的な方策については、今後町と町連合のほうで道筋を出していきたいというふうに考えております。

最後の街路灯の設置の件につきましては、こちらのコミュニティ担当としては町内会が必要

なところは町内会で街路灯を建てるという形式と、あと町が防犯上問題があるところには防犯灯を設置しようということで、先日もご答弁させていただきましたが、それでは臨時的な対策ということにつきましては、今後町としてもきちんとした場所と検討と、どういう場合にそういう措置が必要なのかということを決めて対応しなければならないものですから、その辺は防犯灯の担当のほうと協議していきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 6番、氏家裕治委員。

○6番(氏家裕治君) 氏家です。今、多分、生活環境課のほうからも何点か答弁あるかもし れませんけども、その前に私そんなに長引かせんので、あとでご意見があったらお話をしてい ただければと思います。 今、高橋地域振興課長言われたとおり、 まだ10年あるからではなくて、 今からそういう課題がどんどん見えてきている。町内会も組織が運営できないといって解散を しながら、ほかの町内会といっても飛び地の統合であったりすると、町内会に入って町内会費 を払っても私たちそんな行事になんか参加しないし、入る意味がないと。これは高齢化に伴う いろいろなそういう思いがそこに出てくるのです。私たち町内会費も払わないから別に街路灯 もいらないのだ、防犯灯もいらないのだと、そこに住んでいる人たちはそう言うのかもしれな い。でもそれでいいのかということなのです。今、高橋地域振興課長言われる次世代にきちん と引き継いでいけるような施策を打っていかなければいけない。これは私はきれいごとだと思 います。今の白老町の実態を見れば。地域コミュニティ計画なんて昨年つくって、各町内会、 連合会を通しながらやるけども、これもはっきり言えば土台と自治体運営がもとになってはじ めて地域コミュニティ計画ができるわけでしょう。ここが揺らいでるうちは私は絶対うまくな んかいかないと思います。ですから言うのは、そこを行政として支援していく。例えば統合に 向けたもし動きがあるのであれば、それに向けて行政が何かできないかということをしっかり 提案していく。そういう形の中でその町内会組織をまとめていかなければ、いくらいい計画を つくってもそんなの成就しないでしょう。私はそういうふうに思うのです。だから例えばいろ いろな問題があって町内会の中に入っていくと、そういう切実な問題がそこに根づいている。

だから行政のあり方というか、行政のかかわり方が問われているのではないのかと思うのです。ですから今後考えますではなくて、今からそういう問題が出てきているのです。出てきている以上は、それに向けて5年後、10年後の白老町のあるべき姿というのをしっかり頭に思い浮かべながら取り組んでいかなければ、今高橋地域振興課長の言うとおり、いろいろな課にまたがる問題なのです。企画課だけではどうしようもない問題、ましてや今これから地域包括の考え方、見守りの考え方、いろいろなことが施策として打たれていく中で、あそこはこうなのだ、だからちょっと難しいのだみたいな話はできないです。だから今からしっかりそういう問題点を捉えて、そして各課にまたがる協議の場をきちんと設けて、そして企画としてどうするのか。町内会連合会とどういう連携をとっていくのかということをしっかり今からやらなければいけない。もうそのときなのだと私は思うものだから、ちょっと今回質問させていただきました。代表質問というのはなかなか難しくて踏み込んだところまで質問できないのです。ちょっと質問の仕方が悪いかもしれません。私の代表質問の中で質問し切れなかったところをもう一度再確認の意味で29年度予算に向けて考え方をお聞きし、例えば長期かけて時間をかけてや

るべき問題ではないと。例えばその街路灯の問題、防犯上の防災上の問題、観点から見ても長期的な時間をかけてやるべき問題ではないと思うものですから、今回臨時的なそういう、あれもやります、これもやりますといったらどこでもやってほしいところがたくさん出てきますね。 ただしこういう問題があって、今回臨時的な対策でこういうことをやるのだということであればある程度の理解は深まるかもしれない。そういった面も含めて、いま一度各課にまたがるそういう協議の場を設けながら、そして理事者と相談しながら対応にあたっていただきたいと思いますが、考え方をお伺いいたします。

〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

○企画課長(高橋裕明君) 今お話にありました、そういう町内会、自治活動の衰退というのは非常に大きな問題だと捉えておりまして、そこに危機感も非常に感じているところでございます。それで特に具体的にというのはやはりここ2、3年前から取り組みというか、検討を始めておりますけども、それぞれの取り組みはしておりますけども本当に完全にその解決できるような対策というのはまだちょっと出てきておりません。ですから行政としてもこういうケースの場合はこういう支援策が必要だとか、今までは何とか解散があってもどちらかの町内会に入ってもらうという、形上でしかないかもしれませんが、そこに1軒1軒やはり回って、お話をして事情を聞いてそういうふうにしてきておりますので、非常に労力かかる仕事になっております。ですからこれから今までやってきたことも踏まえて、また新たな支援策とか対策を打っていきたいというふうに考えておりますし、最初のご質問にございましたように、課が変わるというお話なのですけども、ただ、今担当しているグループはそのまま移行になりますので、そういう面では全く変わるということではないということでご理解いただきたい思います。街路灯なんかの臨時的な対策ですけども、やはりどういう場合はやむを得ないとか、そういうある程度の一定の基準もちょっと考えていかなければならないので、その辺も考えて対応してまいりたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 山本生活環境課長。

〇生活環境課長(山本康正君) 今、高橋地域振興課長のほうから答弁させていただきますが、町営防犯灯の担当といたしましても、基本的には先ほど氏家委員おっしゃったような原則論というのはございます。ただそのような原則論でもう立ち行かなくなってきているところがあるということも現実としてあるかと思いますので、そこについて臨時的に例えば町営防犯灯を設置するかどうかについても、これについては今ちょっとすぐやりますとかという形ではちょっと申し上げられませんけども、こちらについては検討を企画課、それからほかの担当とも協議しながら町としての考え方で、今高橋地域振興課長が答弁した公平性を考えた中でやはり基準というものを明確に持たなければいけないと思いますので、その辺も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

〇委員長(小西秀延君) 6番、氏家裕治委員。

〇6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。これで最後にします。今山本生活環境課長が言われたとおり、基準だとかルールというのは、私はです。実態がある上にその基準だとかルールが必要になってくるわけですから、そういうものが基本的には必要なのだと、山本生活環境課長

の言われるとおりだと私も思います。ただし、今そういった基準、ルールのもとにあった運営 主体、活動停止してしまうという、その中においての基準、ルールというのは新たにやはり考 えなければいけません。それがだからまだまだ一般的にそういう組織体という体制にはなって いないわけですから、臨時的にと私は言ったのです。今後、それを補完する何かが必要なって くるでしょうと。それは生活環境課だけではなくて、各課にまたがるいろいろな問題。その基 準、ルールの見直しというか、それがしっかりとしたまた運営ができるまでの間、またどこか でうまく統合できるまでの間、そういった対策も必要ではないのかと思うわけです。先ほどか ら言っていました、その一つの例を挙げて言いましたけども、若竹団地なんていうのは昨年高 波で何回も押し寄せられて大きな石、そういった流木が家の前まで流れつく場所だったのです。 だからあそこ自体が高齢者の方が住んでいて、例えば何かあったときに逃げなければいけない と真っ暗闇の中、あの状態でどうやってそこを避難するのだということがすごく私も心配だし、 周りの人たちもそういうふうに思っているわけです。でもあそこ町内会の運営、今できていな いのだとみんなが心配している。ですから今回この予算等審査特別委員会の中でちょっと聞か せていただきましたが、先ほども言ったとおり、実態の上に基本ルール、そして基準が設けら れている。それを頭において、今その運営実態のないようなところがこれからふえてくるとす れば、そういったところに行政の支援というのは当然必要なってくると思う観点から、今回質 問させてもらいましたけども、最後にそこの答弁をいただいて質問を終わらせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) 町内会活動を含めて、防犯灯るるのご質問であります。たしかにこれまでいろいろ議員と議論した中で町内会主催としたその町民力といいましょうか、防災、それからご質問の中にありました見直しですとか、福祉、それから建設部門でもいろいろなことをやはり町内会の協力なしではできていないことが多くあります。そういった中で町と町民の方と町内会を含めた活動が円滑に進められてきたことだというふうに捉えております。しかしながら、ただいまご質問あった趣旨の中に町内会そのものがもう運営できていないのだと。そういう実態がもうないのだと。そういったところ今後ふえることも予想されるだろうと。そういったところに今からしっかりした対応をしていかないと、たしかに以前は108町内会あって、105町内が今103というふうに数も減ってきています。そういったところも含めまして、まず統合するなり、近隣といろいろな部分で協力もらえるにはどうしても時間がかかる。それまでの対応の仕方をどうすべきかという趣旨のご質問ですので、この点、今すぐあしたにでもということはなかなか難しいですけど、町内会連合会ともその辺十分相談させていただいて、臨時的な部分というのはどんなことがあって、どういう方法でできるか、その辺もちょっと判断させていただきたいと思います。危機的状況というのは十分認識していますので、そういった部分はしっかり捉えて対応していきたいと思っています。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。131ページの地域おこし協力隊のことでちょっと伺いたいと思います。現在既存の隊員は4名ということで、29年度も新規に4名を受け入れるといる。

うことになっております。この地域おこし隊員は、私はたしか3年が一応期限期間かというふうに捉えていたのですが、それで間違いがないかどうかということ。それからこの事業内容の事業費として3,197万円の計上がなっていますが、これは報酬も含めた8名分のものだと思うのですが、この算出方法というのは、これは全部特別交付税になっていますので国の何か基準にのっとって計算されているものなのか、その辺の算出方法というのは何にのってやっているのかちょっとお伺いをしたいと思います。地域おこし隊はいろいろな報告会をやったり、本当に地域になじもうとして活動していることは報道等でも知っておりますけれども、より一層この方たちが活動しやすいような方法で進めていかなければならないのではないかと思いますのでちょっと伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 温井企画課主査。

○企画課主査(温井雅樹君) 私のほうから地域おこし協力隊の関係の質問のほうをお答えしたいと思います。まず地域おこし協力隊なのですけど、こちらの採用の期限なのですけど、3年間で間違いございません。あとこちらの協力隊、今回なのですけど3,197万円予算計上しております。こちらについては隊員8名分の報酬を含んでおりまして、そのほかに活動経費としまして隊員にかかる旅費ですとか、隊員の活動するための消耗品、あと隊員が使うパソコンですとか、車両ですとか、そういったものが一式含まされておりまして、こちらをまとめて大体1人当たり400万円で特別交付税措置されるということで算出しております。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。先ほどから本当にこの活動、また新たに29年度も観光、林業、和牛と人材の確保をしていく。特別にその技術を持っているとか、特別に資格を持っていなくても交わって、その地元で活動することでその人たちが起爆剤となってまたいろいろな事業を進めていくということが大きな目的だと思うのですが、もう一つの目的としてやはりその人たちが白老町に定住をしていただく、そのことが大きな目的の一つではないかというふうに思うのです。それともう一つは、定住をしていただくことで労働人口が拡大していくのではないかと、そのようにも考えているのです。そういった意味ではもう1年たった方たちが行政側がそういった方々の白老町に定住するとしたら何が不足しているのか。何が希望なのか、まだ定住する気持ちになっているかどうかわかりませんけれども、そういう定住に向けたその話し合いだとか懇談だとか。それから必要なものを整えていく、それから就業につなげていくということが今後のこの受け入れたこの人たちへの大きな課題ではないかというふうに思うのですが、その辺どのように考えて今後この事業を進めていかれるか伺っておきます。

〇委員長(小西秀延君) 温井企画課主査。

○企画課主査(温井雅樹君) 協力隊の現在の隊員ですけど、ことし1年間なのですけど、4 名採用しておりまして、それぞれまちになじんでいただいたり、まちを知ってもらう、あと自分のことをみんなに知ってもらうことを目標に1年間活動してきております。そして各隊員ともやはりその活動する中で周りの人との人脈というのが1番重要で、そういったことがやはり地域性だと思うのですけど、そういった地域性で周りがいろいろ助け合いながらやっていけるという環境が1番大事だというふうに隊員のほうからもお聞きしております。そのほかにそう

いう働ける場とか、そういったものが必要になってくるのではないかと考えております。

〇委員長(小西秀延君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 私のほうから若干つけ足しさせていただきますけれども、何が不足なのかという部分では、地域おこし協力隊、おっしゃるとおり地域おこし活動という部分が一つと、あと大きくは定住、定着に向けた地元に住んでもらうということも大きな目的、大きくいうとこの二つになるわけですけども、今現在も定住に向けてはそういった住宅助成だとかも含めた、あと福利厚生的な面も含めてやっておりますけども、まず例えば3年間過ぎた後の支援としても今そういった起業に対して100万円を支援するだとかという制度が国のほうでも設けてもらっておりますので、そういった制度も活用しながら定住につなげていきたいということで考えてございます。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) 3点ほどありますけど、簡潔にしますけども、まず131ページの(6)地域おこし協力隊活用事業、今同僚委員から質問ありまして、大きな問題については理解しています。それで現実的に今、全国、全道で各自治体がかなりこの協力隊員を募集しているのです。聞くところによるとかなり確保が難しいのではないかという部分もありますし、うちとすればやはり本来事業の目的を達成して、今同僚委員も言われたように定住、あるいはまちの活性化につなげてほしい、そういう意味で私も具体的に、それでは町がどう内容を精査して進めようとしているのかということをお聞きしたいと思います。ゆっくり言います。まず新年度4名の協力隊員を募集していますけども、まずこの観光について、この2名について観光振興ですか、ついて2名は収益事業の調査、観光客誘致等をするといっていますけども、具体的にこの人方がどのような展開がされていくのか。そしてこの収益事業、ここが非常に何かこう意味深なのですけども、収益事業は何を目指して活動していくんのですかということです。それと収益事業が展開できるような事業がある場合は、どこが収益事業を担うのですかということです。それと2名の協力隊員は先般観光協会に配置すると言っていましたけど、誰がこの人に指示、あるいは指導をして、観光協会に行きますから、その成果をどうやってまとめてくるのかと。町とのかかわりもあります。

次にここもそうです。林業、林業支援1名あると思いますけども、白老町の林業は生業としているのわかりますね。数少ないですね。どこで実地研修等を体験させて、これは誰が体験させるのか。そうですね、体験先です。これはどういう形できて、非常に実地研修でありますから危険も伴いますけども、そういう部分の危険負担というのですか、そういうものはこの協力隊員はどういう立場にあるのかということです。これは4人ですから。

次、農業協力隊、これは非常に私もいいと思います。ただ目的がどうあるか。私が以前から 言っている目的の願意になっているのかどうかわかりませんけども、この和牛生産活動として いますけれども、町内生産者への実地研修は個人農家なのか、法人農家なのか、またこれは就 業関係で担い手ですから受け入れ先の協議が進んでいるのかわかっているのかということで す。 次に、これはよくわからないのだけど、中間支援組織業務委託料が計上されているのです。 これは去年もあったのですか。どのような業務委託となっているのか。そして昨年度の業務委 託先と同じ委託先になるのですかということです。まずこの部分です。

次に137ページ、ここのところ企画とか担当でこのまちづくりに対して非常にかかわっている予算の項目ですから、私もある程度精査してきましたので大事だと思いますので質問します。137ページの(2)地区コミュニティ支援事業ありますね。これは集落支援員3名となっていますけども、先ほど同僚委員も言いましたけども、やはり前年度の実績を踏まえて予算化していると思いますので、28年度中の活動実績はどのようになっているのかと。それで私の聞いている範囲、調べた範囲では、集落支援員は28年度から事業だったけども、これは多分4月からスタートしていないですね。多分、秋以降かと思うのですけど、その辺確認します。当初からなぜこれは採用に至らなかったのかということです。それと現在3名いるのかどうかも含めてです。そこで先般の予算説明ですか、この地区コミュニティの支援員は、町内会の連合会と兼務するといっているのです。この兼任の支援委員の3人はどのような活動するのか。活動内容、そして身分がどんなふうになるのかということであります。

次に同じ137ページ、(1)町内会活動育成事業です。これは先般の代表質問もありましたけども別として、これは地域担当職員について町政執行方針でこう言っているのです。地域と行政の協議のパイプ役を担う地域担当職員による連携強化を、こう言っているのです。ということは、これは28年度の町政執行方針と同じなのです。それはいいのです。それはぜひやってほしいと思います。そこで地域担当職員制度実施要領というのがあるのです。これによると町長が町職員の中から地区ごとに任命するとなっています。これはきちんと任命されているかどうか。その地区コミュニティ支援員と切り離してきちんと考えてください。整理しなければだめですから。事業の目的違いますから。そこで28年度は何人任命されて、町内会との意見要望の収集と整理をすると言っていますから、町内会との意見要望の収集、整理の処理件数、受付件数、どのぐらいありましたか。

〇委員長(小西秀延君) 森経済振興課長。

○経済振興課長(森 玉樹君) 私のほうからまず1点目の観光振興担当の地域おこし協力隊につきまして、ご答弁させていただきたいと思います。まずはじめに何をするのかという部分ですけれども、今回募集しております2名につきましては、いわゆる町内の資源調査ですとか、あと観光協会に2名配置することを観光協会のほうとも相談した上で配置したいというふうに考えてございますので、当然会員事業者への訪問活動をとおしてそういった事業者のニーズ調査も合わせて実施したいと考えております。それと平成28年度地域振興課と連携して、その体験プログラムの造成というものを取り組んできましたけれども、そういった部分を29年度につきましては、その事業自体を観光協会が主体となってやっていただくように今ちょっと考えています。そのためその体験プログラムの造成ですとか、あとメニューの多言語化、そういった部分、観光協会に担っていただこうというふうに考えてございますので、そういった部分も一緒に合わせて取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。あとは当然、観光協会に配置しますので観光案内業務ですとか、そういったことも業務の中では考えてございます。

2点目のその上で何を目指すのかという部分ですけれども、これは将来の観光振興の担い手となっていただきたいというふうに考えております。そしてどこが収益事業を担うのかという部分ですけれども、そういった体験プログラムを構築して、最終的には旅行会社にそれを買っていただくというようなことを想定しておりまして、その上では観光協会がその主体になって取り組んでほしいというふうに考えております。あと誰が指示するのかという部分ですけれども、こちらは観光協会に配置しようと考えていますので、観光協会の職員、それと当然町も一緒に打ち合わせ、連携を取った中で、そういった指示という部分も出てくるかとはございます。あと最後、成果の部分ですけれども、何を目指すのかといった部分とも同じにはなりますけれども、基本的には最終的には定住していただいた上で観光振興の担い手になっていただくということが成果というふうに考えてございます。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間農林水産課長。
- 〇農林水産課長(本間 力君) 私のほうから地域おこし協力隊の林業部門と畜産部門の関係、ご答弁させていただきます。まず林業のほうに関しましては、施業といたしましてそういった実地研修におきましては、町有林、私有林等ございますけども、その中で大きく森林組合さんとの連携を一つおいていること。または森づくり関係団体、町内にもございますのでそういった方々との連携、または特用林産物を扱っている関係、あと森林体験活動、大きくはそういった活動団体の中でスケジュールを立てていきたいというふうに考えておりまして、施業におけるこれから募集かけておりまして、応募いただく方々の知識、力量という部分の中でその施業においての安全性なども当然確保していかなければいけないという認識はしております。そういった部分で3年以内の中で一つ、今地域の林業企業さんの中でも人手不足等もございますし、そういった中でマッチングできるような取り組みにしていきたいというふうに考えております。

それから畜産業のほうにおきましては、まず個人農家さんの実態の中で、今検証を行っていきたいということで地元の農協さんのほうに取りまとめていただく中で一つ考えております。 その中で樽前農業技術という組織がございます。そういった部分はヘルパー制度を利用して、 今実際そういった登録者がいない状況があって、実際その動きがない状況なのですが、そういった機能も一つ、今農家さんのほうでも人手不足が実態としてございますので、そういった部分もこの隊員さんの中で研修の位置づけでシフトを回しながら、農協さんとともに連携して取

り組んでいきながら、そういった最終的には畜産業の中の農家さんの中で就農いただくような

〇委員長(小西秀延君) 温井企画課主査。

取り組みにしていきたいというふうに考えております。

○企画課主査(温井雅樹君) 私のほうから中間支援組織にかかる業務内容について、ご説明したいと思います。まず中間支援組織ですけど、業務内容としましては、隊員の活動計画の策定に関する業務、次に隊員の募集及び隊員の候補者の選定に関する業務、あと隊員の活動の調整、指導及び支援に関する業務、その次に隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関する業務、そのほか事業の円滑な運用に関する業務。次に広報、情報発信にかかる経費、このほかに旅費ですとか、事業用消耗品のほうを中間支援組織のほうにお願いしております。

続いて林業と農業の隊員のほうなのですけど、危険が伴うという話だったと思うのですけど、 こちらにつきましては役場のほうで共済費のほうをかけておりまして、何かそういうけがとか した場合なのですけど、その共済の中で公務災害のほうで対応していきたいというふうに考え ております。委託先につきましては、継続性のある事業ですので今と同じ蔵の委託先で考えて おります。

〇委員長(小西秀延君) 佐々木地域振興課主幹。

○地域振興課主幹(佐々木尚之君) 私のほうからは地域担当者の部分についてお答えしたい と思います。今年度28年度におきましては、11月から4カ月間で285件訪問しておりまして活動 のほうを担っております。その内容といたしましては、行政情報の発信、また地域における会 議などの出席、あと他の課における地域での取り組みに対しての協力、そういったもので活動 のほうには外に出向いております。また当初、春からいなかった部分につきましては、昨年度 までいた方で病気療養などで退職されておりまして、それ以降、4月以降に2回ほど募集かけ ておりましたが、実際はその募集に対しての就労したいといいますか、地域担当者になりたい という方がいらっしゃいませんで、中のほうで協議した結果、フルタイムということで報酬の ほうを若干上げまして、それで募集をかけまして10月から3名採用となりました。今現在にお きましては1名が病気療養ということで1月末で退職しております。それにつきましても募集 をかけているところです。町連合との兼務という部分では、実際町連合のほうに執務室一度配 置したのですが、実際のところ今現在は地域振興課のほうに戻っておりまして、現在は役場内 のほうにおいて業務しておりますが、町連合またサポートセンターのほうとは常に情報を共有 しながら地域のほうの活動に出るようにしております。あと追加ですが、町職員により任命と いう部分につきましては、地域担当職員制度を進める当時の部分において町職員の再任用とい う部分を活用しておりましたが、今年度配置できる人員がおらずハローワーク等で募集かけた 中で町職員外で委嘱をかけることで地域担当職員として町から委嘱をすることで今業務につい ていただくこととして採用しております。

〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) 3回で終わりますので端的に要点の答弁してほしいのですけど。今、観光、林業、畜産やっても答弁聞いている範疇ではこの予算計上の段階で具体的なものはないということですね。観光についても観光協会と相談した上で具体的に決めます。林業についても森林組合、森づくり云々と、連携すると言っていますね。何を連携するのですか。何を連携して何を求めるのですか。畜産についても具体的に人手不足云々、私は言っているのは、畜産農家の1名について実地研修はするのか、あるいはするとすれば農家に行くのかとか、3年ありますからプログラムあるはずですけども、受け入れ先と協議どうだとかと言っていますけどもはっきり言っていないのです。どうなっているのかわからないけども。その辺きちんとはっきり予算査定を受けて議会に上がっているのですから、予算が上がるときはこれからやる問題ではないのです。もうある程度80%ぐらい方向性が決まって、端的にこれをやると出ているはずですから、この分端的に答えてください。

それと地域おこし協力隊員、そうすると蔵に、この委託業務をやっていますね。28年度どう

いう報告の内容になっているのか。非常に多岐にわたって仕事をやっています。それで421万2,000円ですね。どういうこの人方の421万円の人件費の積算方法を教えてください。そして何人区やっているのか、そういうことです。

それと地域コミュニティですけども、これは今答弁で10月から3名採用して、また1月に辞めていますね。これは本当に地域コミュニティ計画の推進活動がなされていると理解されますか。

それと町内会の今、関係の地域担当職員ですね。今答弁ありましたけども、これは26年から 実施要綱つくっているのです。地域担当職員は町長が町職員の中から地区ごとに任命するとなっているのです。今聞くと何か地区コミュニティの嘱託が兼務しているみたいな言い方しているけども、そうですね。そしてこの中でいくと、特に町内会との会議及び行事に参加すること。 住民の公益的活動に必要な情報を提供することとなっているのです。そして連絡会議とあるのです。会議は副町長、関係課長、担当職員、事務局で構成し、副町長が招集すると、こういうことになっているのです。これは町長のことしの町政執行方針でも言っているのです。

なぜこういうことをきちんとされないのですか。ただその地域コミュニティの中に入れて、 その人方見ない、その人が兼務しているような言い方するけども、この地域担当制職員の実施 要綱に基づく部分についてきちんとされているのかどうか。そういう部分です。

〇委員長(小西秀延君) 森経済振興課長。

〇経済振興課長(森 玉樹君) 観光振興担当の具体的な取り組みの内容でございますけれども、先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけれども、観光協会に配置するということで観光協会の了解も既にいただいております。その上でですけれども、町内の資源調査、町内事業者への訪問活動、勧誘性を高めるプログラムづくり、それと各種イベントによる観光のPR、そして観光案内業務、こういったものを観光協会に配置して取り組んでいただきたいというふうに考えてございます。

〇委員長(小西秀延君) 本間農林水産課長。

○農林水産課長(本間 力君) 林業と畜産業の関係でございます。先ほど林業のほうで連携という意味合いに関しましては、林業を一括りで申し上げたとしてもいろいろ分野の中でも多様なジャンルがあるという想定の中で、ちょっと各地域の団体の部分で連携という意味合いでございます。特に施業に関しましては担当課を含めて森林組合さんの事業の中で連携させていただく意味で先ほどもお話ししたつもりでございます。そういった中で年間通して各分野、森づくり、特用林産の関係を含めてスケジュール立てしていきたいというふうに考えています。

それから農業のほうの受け入れ先でございますが、これは地元、苫小牧農協白老支所のほうで、それぞれ各農家さんのところに受け入れ調整をして、この方々で研修機会として設けるようなスケジュール立てをしていきたいというふうに考えています。

〇委員長(小西秀延君) 温井企画課主査。

〇企画課主査(温井雅樹君) 私のほうから中間支援組織に係る積算根拠のほうをご説明したいと思います。まず隊員の相談ですとか、支援に係る業務として直接隊員にかかわる経費としまして251人日で、単価なのですけど1日当たり9,800円の単価で、直接隊員にかかる経費を算

出しております。そのほかに隊員の情報発信に関するホームページを作成したりですとか、フェイスブックを運用したりですとか、そういったものにかかる経費として114万円を計上しておりまして、そのほかに旅費ですとか、事務用消耗品で425万円となりまして、合計で421万2,000円となっております。

〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

○地域振興課長(高橋裕明君) 地域担当職員の関係でございますけども、地域担当職員と集落支援員というのは今一緒の考えに立っておりますので、ここでいう地域担当職員は3名の担当職員のことをいっているということでございます。そしてさきの質問でありました兼任職員というのを新しく設けようということなのですけども、兼任職員は地域の方から選ぶということで、地域での話し合いを中心的な役割を担って進めていただくというような考えでありまして、身分は専任、兼任ともに非常勤特別職という形をとっております。それで地域担当職員、集落支援員ですけども、それは要綱にありますように各地区の意見とか要望とか、そういうものを収集して整理する。そして会議や行事に参加する。行政の情報を提供するということで、各地区回り、民生委員、団体等の訪問を行っているということでございます。

職員から任命とかというお話がございましたけれども、それは先ほどもご説明したように、 今は非常勤特別職という職員に任命してから活動していただいているということでございま す。

あと、この地域担当職員制度の実施要綱につきましては、今そういう変更点が何点もございますので、今改定を行っている最中でございます。

〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

〇13番(前田博之君) この地域おこし協力隊、趣旨、目的についてはいいことだし、どうそれを活用して効果を上げるか、相乗効果出すということはやはりこれは職員の考え方、指導、そして事業の趣旨が十分理解されないと反映されないと思うのだけど、今答弁を聞くと、この中間支援組織業務委託料、内容聞いたら役場の職員がしなければいけない仕事、全部ここに丸投げですね。募集のことから何から全部。では町の職員は、この募集とかいろいろな部分、今あったけど、何をしているのですか。

それとこの農業関係も、今担当課長はいみじくも言ったのです。農協をとおしてやると。白老町って何なのだろうか。この地域おこし協力隊の活用事業は。白老町のコンセプトはどこにあるのですか。みんなよそに出してしまって、そうですね。私は批判しているのではないのです。町民の人、みんな効果が出るように期待しているのです。そして職員の能力もあると思って。そういう部分でこうやってよそにみんな出してしまって委託料やる。そうですね。そしてもう1回聞くけど、この中間支援の内容わかったけども、1日1万円も出るけども人区としては1人区分ですか。そういうことです。

それともう一つは、私が言いたいのは我々こういう要綱の中で地区担当制職員の実施要綱、 集落支援設置要綱がきちんとあるのです。まして集落の支援要綱何て書いていますか。支援員 は地域の実情に精通した者、地域づくりを活動したい者、それ以上言いませんけども、採用し ている人は全て地域の実情にあったものですか。よそからも採用しているでしょう。そういう 部分をもう少しきちんと地域に根におろして、町民が本当にこういう仕事で少しでもまちが活性化しているのが見えるような形を具体的にしてほしいのです。そして具体的に答弁してほしいのです。そういう3点ですから、そういうその担当制度職員、集落支援に代わったというけど、なぜ代えたのか。それはどういう意思の中で代わってきたのか。代えたことによって何が効果見えるから代えたのか。そういう部分を伺います。

〇委員長(小西秀延君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) まず中間支援団体に委託している部分で町職員が何をするのかと いうところだと思うのですけれども、基本的には今、体制としては企画課長が地域おこし協力 隊の隊長という位置づけ、それとそれぞれ各分野というのか、観光なら経済振興課だとか、生 活支援の部分は高齢者介護課ということで、課長に副隊長をお願いしているというような状況 です。端的に言いますと、基本的に中間支援団体についてはどちらかというと生活支援だとか、 その業務の整理、あと行政にはなかなか話しにくいことをミーティングで話したりして、それ を中間組織として行政に伝えるだとかという部分もございます。それで私たち隊長、副隊長は じめその行政の職員については、そういった業務遂行上の困り事も含めて方向性だとかという ことが間違いがないようにということで、地域おこし協力隊のやりたいことと、行政としてこ う進めていきたいということの中の話を調整をとりながらやっております。ただ報酬ですとか、 そういった給与面の支払いとかは町でやっているという部分もありますし、その辺のほうで中 間支援団体と行政のほうでやる部分とのすみ分けはしているところです。実際にはほかのまち でも今地域おこし協力隊やっていますけども、中間支援組織を持っているところと持っていな いまちもあります。大体半々くらいかとは思います。ということで、そういった部分でそうい う話を聞くとやはり行政だけではできない部分も多々ございますというか、そういう部分も委 託できる部分もあると、そういう部分で委託できる部分については中間支援組織に委託すると いう考え方でやってございます。分けてやっているという内容でございます。

〇委員長(小西秀延君) 本間農林水産課長。

○農林水産課長(本間 力君) 言葉が足りず申しわけございません。農協さんとの連携に関しましては、これは今、今年度までもいろいろ協議した中で町として担い手対策の一環という意味合いでこの地域おこし協力隊を募集をかけるということで、昨年度からこの取り組みが継続してようやく念願が叶ったというところでございます。今後の募集移管でございますけども、そういう意味では町も町としてかかわっている中で農協さんに協力いただいて調整していただいたりという役割を持ってやっていますので、決して丸投げという意味合いではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

○地域振興課長(高橋裕明君) 地域担当職員制度についてでございますけども、まず、今、 白老町で行っている内容といたしましては、地域担当職員ということと、国がいっている集落 支援員、この内容をあわせ持っているということで活動しているということでございます。国 の要綱にも地域の実情に応じて町内だけに限らないで人をあれなのですけども、できれば町内 で精通した方が担っていただくのがそれはよいというふうに思いますが、現実にそういう人材 が応募がないということに対しまして、もっと継続的に努めていただくということで今、精力的に地域を回っていただいて、もう顔なじみなるとかそういうことになってきておりますし、地域の課題も聞いてこれるような関係になってきておりますので、それを継続させてまいりたいというふうに考えております。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。簡単に2点だけ。1点、129ページの企画調整費の中で、今回国道36号線が拡幅されるようになったという状況なのだけど、この状況わかっている範囲で、どういう工程で行われるのかわかっていれば、36号線拡幅に対する状況。それから道道白老大滝線、これは毎年言っているのだけど通年通行なかなかうまくいかないのだけど、そこら辺、ことしは道との関係ではどうなっているかということ。あとそのほかの国や道との関係で現段階で進んでいることがあれば答弁を願いたいと思います。象徴空間の関係の道路3本についてはこの間ありましたからそれは構いませんけれども、その点でほかに何かあったらということが一つ。

それからの133ページ、今の地域おこし協力隊のことなのですけれども、どうもあれなのだけれども、これは隊員を採用する上限枠というのがあるかどうかということ。

それから全額特別交付金ということになっているのだけど、これは色ついてくるといったらおかしいけども、きちんと根拠があって間違いなく特別交付金に入っているということがわかるような仕掛けになっているかどうか。その答弁で2回目ちょっと聞きたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) うちもさまざま国、道に要望をかけてやっております。今回、報道のほうでももう既に出ているということで、国道36号線が今の段階ではまだ決定ではないのですけども、決定のスケジュールとしましては3月7日に北海道の小委員会、事業評価委員会みたいなものなのですけども、がありまして、そこをとおして、今後もう一度全国レベルでの事業評価委員会がありまして、そこを通過して、昨年の例で言うと3月31日に正式決定ということになります。ただ、いただいている情報の中では、今後の部分については、まず社台、樽前間ということで4.8キロという区間の工事になるわけですけれども、こちらについては今確認している情報の中では、象徴空間に向けてというところもありますので、その渋滞緩和だとかそういう部分もありますので、一応2020年のその開設に向けてということで事業を進めていただくようなことで進んでおります。それとほかの事業で進んでいる部分ですけれども、そちらについては1番大きく、これは2020年の絡みでもあるのですけども、白老道道大滝線のほうが、こちら今雪崩防止柵だとかを徐々につけているのですけども、こちらについても平成32年度の冬には通年通行をさせたいと。2020年の冬には通年通行させたいということで今、局のほうとの話し合いをしているところでございまして、通年通行といってもその部分、夜の部分はどうなるかというのはまた今後の話ということでは伺っております。

続きまして海岸保全のほうでありますけれども、まず国のほうについては、今現在白老地区のほうで人工リーフやってございますけれども、これは5期目が28年度中に完成しまして、今度6期目、白老中学校の前のほうのあたりですけども、こちら6期目のほうに着手するという

ことで、大体29年度は今の予算規模でいくと50メートル程度ということで6期目を進めるということでございます。あと北吉原地区の復旧工事でございますけれども、こちらについてはフシコベツ川の海岸から北吉原の本町5区町内会の1.8キロ、これについて基礎石の再設置を行いまして、その後コンクリートのブロックで被膜の工事が予定されまして、これは結構規模の大きな事業になるということで、これは今後地区の説明会だとかを通じて事業が実施されるということになってございます。それと道のほうの竹浦と虎杖浜の海岸保全、そちらにつきましては台風10号の影響もありまして、まず竹浦の工事ですけども、虎杖浜地区の離岸堤の工事と同じく虎杖浜地区の消波堤の工事をされるということで、こちら28年度にもう既に実施しておりますけども、それの延長が28年度と同規模の離岸堤の工事を実施するということになっております。

それと離岸堤のほうについては、事業期間が平成35年までということになっておりますので、全体で1,500メートル、9期を整備するという内容になってございます。それと竹浦地区の海岸保全対策につきましては、28年度にかに御殿の前に160メートルほどの擁壁を整備しておりますけれども、29年度も引き続き擁壁の残り40メートル程度ということを今要求しておりまして、そちらの整備について順次進められるということで聞いております。あと河川のほうについても引き続き、河川の飛生川ですとか、ウョロ川、あと白老川の対策を順次していただけるということになってございます。

〇委員長(小西秀延君) 冨川財政課主幹。

〇財政課主幹(冨川英孝君) 私のほうからは地域おこし協力隊の特別交付税の関係のお話、 説明させていただきたいと思います。実はこの地域おこし協力隊の特別交付税措置につきまし ては、いわゆる3月交付ということになりまして、詳細についていくらいくら入ったというの を確認するすべは実際にはないと、12月交付ですとそれぞれの項目に対していくら入ってきた ということがしっかりと示されるのですけども、3月交付の場合はその他もろもろというよう な中で一緒に入ってくるものですから、基本的にはちょっとそこが明確に入った入らないとい うのをお示しできる資料としては持ち得ないという形になります。ただし基本的には先ほど来 お話がありますけれども、1人当たり400万円というものを上限にして、それにかかる経費とい うことになってございますので、その人数に応じて基本的には、今回が8名ということでご案 内というか、ご提案させていただいておりますので、上限としては3,200万円までいけるだろう ということで今般の3,100何がしというような予算になっているということでございます。それ から人数の上限ということでございますけれども、総務省の中のこの概要の中には、あくまで 1人当たりいくらだということと、その3大都市圏から1年以上3年以内、そういった活動を してもらう者に対して地域おこし協力隊の交付税措置をしますというようなことで、人数の上 限というのは特にうたわれていないという形になります。ただし27年度の地域おこし協力隊の 隊員数、全国の状況ですけども、673団体で2,625人ということになりますので、少なくとも約 3.9人、4人弱ということになりますけども、各団体で複数人の活用がされている実態はあろう かというふうに思います。今の段階ではこのようなお答えとなるかと思います。よろしくお願 いします。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。初めの部分ですけど、差し障りのない範囲で、例えばまずいのかもしれないけども資料を出すだとか、それからどういうことが国、道でことし1年間やられるかと説明するだとか、そのまとめて、例えば36号線の拡幅もすごくいいことなのだけど、我々は新聞報道で知っているのです。それはそれでいいのです。いいのだけど、より詳しく知りたいというものもあるから、そういうものは一定限度資料で出せないかどうか。出せるものであればそういう一覧表みたいのをつくって出してほしいと思うのだけど、あまり業務量ふえればだめだけど、ちょっと考えてほしいということが1点。

それから地域おこし協力隊、何でこういうふうに聞いているかというと、要するにマスコミに出ているのは北海道の場合は大体1人とか2人と出ているのです。多く白老町に入ってきてくれるのだったら、同僚委員の質問があったようにいろいろな隘路はあるのかもしれません。全部がプラスだというふうになるかどうかというのは議論の中ですけれども、ただそういう規定であってきちんと交付税に入るということがわかっているのであれば、例えば本当に農業をやりたいという人がその3年間で独立できるような形になったり農地があったり、それからやりたいと。人手が不足しているわけだから、そういう部分に逆に言えばもっと募集すると。こんなに募集していいのかと私も思っているのです。実は人材なんかの問題で大丈夫なのかという気もあるのだけど、ただ逆手にとればそういうこともとれないことではないのではないかと。ですから交付税の中で色ついているのかと聞いたのだけども、そこら辺はやはり研究してみる価値ぐらいはありそうな気がするのだけどどうでしょうか。

〇委員長(小西秀延君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 国道36号線の資料の関係でございますけども、まだ決定していない段階なので、ちょっと嫌がられるというところもあるのですけども、決定したあとにはある程度ちょっと今、国のほうとも相談して出せる部分がありましたらお示しできるような形にはしたいと思います。できる限り対応したいと思います。

それと地域おこし協力隊なのですけども、先ほど人数のほうも言ったのですけども、最新の数字でいきますと、28年度で4,158人ということで、道内でも562人というふうになっております。基本的には移住、定住を促す施策ということでふえてきているというような要因で国のほうは分析されておりますけども、今後もうちのほうも必要に応じてということになるのですけども、うまく制度として利用できるものをしていきたいというところと。あとただ、今なかなか地域おこし協力隊、国は2020年までに5,000人までふやしたいという目標を今新たにつくっていますけども、なかなか今度人の取り合いといいますか、なかなかそれに当てはまる人が各地区での競争になっているということで、その辺も含めてきちんと募集ですとか、そういうことも早めに行うだとか、そういう白老町のよさをPRしていくということも合わせて、白老に移住、定住していく。その前段として地域おこし協力隊として来ていただけるという方を増員させていきたいという考えではおります。

〇委員長(小西秀延君) 8番、大渕紀夫委員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。今の答弁で私はそのほうがいいかと思ったのです。

やはり人選の問題等々ございますね。そこはやはり町がきちんと責任を負うような形にならなくてはいけない。そうなっているのでしょうけれども。ですから募集の体制や、例えば中間支援組織ですか、それはそれで構わないのですけれども、やはり制度的にもっと精度を上げると。そして仕組みシステムをはっきりさせると。やはり誰が見てもわかるように、曖昧だというのではなくて、わからない部分がないようにしてきちんと趣旨、目的、体制、そういうもののつくり立てをきちんとして、そして理論的にきちんと大丈夫というようなものの中で、例えば20人なら20人という枠で、今までの経験者もいるわけだから本当に使うのだったら、国からお金がくるのだったら、やはりそういうふうな仕組みシステムを考えるということ。そうではないとは思いますけども、何か行き当たりばったりできたからやるかというのではなくて、やはりきちんと制度としてつくるような仕組みシステムを先に考えたら楽だと思うのです。そこら辺に役場の職員が英知を結集してやるということが大切ではないかと思うのですけれども。

〇委員長(小西秀延君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 大渕委員、きちんと今後増員することも考えると言っていましたけども、そういう部分では体制づくりというのはやはり基本になると思います。受け入れてもなかなか活動がうまくいかないだとか、その仕事だけではなくていろいろな問題もあることも事実なのです。そういう部分もありまして、そういった部分で何十人もという話にはならないかもしれないですけども、その地域課題に必要な人数をきちんと確保していくということと、移住、定住の側面も含めて白老に来ていただける方をふやすという両方の側面から体制づくりについて考えていきたいというふうに思っています。

〇委員長(小西秀延君) 確認いたします。ここでまだご質問をお持ちの方いらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) それでは質問なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○委員長(小西秀延君) それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして140ページ、2 項徴税費、1 目賦課徴収費から、147ページ、6 項 1 目監査委員費までであります。質疑のあります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

〇11番(西田祐子君) 141ページの税金の収納のことではないのですけども、税務課のほうに質問したいと思います。私、前から申し上げていたのですけども、子供の貧困率とか、それとか空き家対策の部分とか、税務課のほうで調べられないのかということを議会でも質問させていただいております。今回の空き家対策のことにつきましても税務課、建設課、それから生活環境課、消防、各課の連携によって行うというふうに答弁をほかの議員さんにしているのですけれども、税務課のほうでは空き家のほうの別荘なのか、実際に住んでいるのか、そういう

情報というのはきちんと取られているのでしょうか。というのは、固定資産税の評価は3年に1回ごと必ず全軒調査することになっているはずだと思うのですけれども、その辺はどんなふうになっているのでしょうか。それができないとやはり空き家の全軒、きちんと本当に住んでいるのか住んでいないのか、別荘なのか、そういうところの判断が無理だと思いますので、そしてまた古い建物なんかでもそこにどなたが住んでいらっしゃるのかというのがわからない場合も、税務課のほうではたしか法務局のほうとかのそういうような台帳なんかも閲覧したりとかして、そういう個人情報みたいなものもきちんと捉えられると思うのです。ですから私たち一般の町民は知ることはできない情報ですけれども、そういう情報というのは得て、その関係課で共有するということはできないのかどうなのかということが一つです。

もう一つは、子供の貧困対策ですけども、この間の質問でも、ほかの同僚議員のときにも、 それは調べることはできませんということだったのですけど、苫小牧市では税務課の協力を得 て貧困率というものをきちんと把握していると聞いております。白老町の場合は貧困率が高い 状況の中でやはり税務課の協力を得てきちんと貧困率を把握するべきだと私は思うのです。そ ういうふうな観点からいくと、一体税務課のほうではどこまで実際に調べることができて、そ ういう情報を共有するための仕組みというのですか、お互いにやはり何かルールとかつくらな ければいけないとはそこは思うのです。そういうことができないのかどうなのか、この2点お 伺いいたします。

〇委員長(小西秀延君) 久保税務課長。

○税務課長(久保雅計君) 2点質問をいただきましたので回答させていただきます。まず固 定資産税の関係でございますが、固定資産税につきましては、まず先ほど法務局のほうで確認 というふうにおっしゃられたのですが、法務局で所有者等の閲覧というのは皆さん料金を支払 えば確認することはできます。それと同じものが税務課のほうに台帳、土地台帳、家屋台帳と いうものがございまして、そちらで所有者のほうは皆さん誰でも確認することはできます。た だしあくまで登記上の情報でございますので、そのあと例えば売買した後に住所を変更した場 合、本来法律でいきますと速やかに登記しなければならないというふうになっておりますが、 実態としましては登記されていない方も結構いらっしゃいます。そういうことがあって住所が 現住所と相違している場合の方もいらっしゃることも事実でございます。またその空き家の件 につきましては、別荘等ということでおっしゃられておりましたが、別荘につきましてはセカ ンドハウスとしてご利用されている方が結構いらっしゃって、その場合、例えば電気料の使用 状況とか、水道の使用状況なんかを出していただいたりしてセカンドハウスということで、い わゆる住宅と同じような形での取り扱いをするというふうになってございますので、そういう 家につきましては申告、所有者の方もしくは利用者の方が誰が利用されているかという申告は していただいて、土地の附加、いわゆる住宅適用地等の軽減措置がございますので、そちらの ほうは対応させていただいております。

また空き家の関係ということでございますが、資産保有されている方の家庭の事情ございまして、その権利関係で、例えば売買できないとか、相続ができない、そういう状況も多分あると思われます。そういうものにつきましては空き家であるかどうかという判断は当然我々のほ

うでもつきませんし、その財産を持たれている方の考えによって処分どうするかということもございます。また空き家かどうかという判断をする状況といたしましては、例えば電気を使われている、水道を使われている、そういうところで空き家と判断する場合もあるかと思われますが、そこまで税務課のほうで把握できるかといいますと、かなりの数がございまして把握できない部分もありますし、会社のほう個人で所有されていて例えば空き家ではないのですけど実際使用されていない場合、例えば売買目的で資産として保有されている方も当然いるかもしれないですし、資産として保有するにはその理由、例えば売買して買ったままになっている状況であるとか、そういうそれぞれの資産に関しての考え方があると思いますので、そのあたりまではちょっと税務課としては把握できないという状況にございます。またその空き家ということで空き家の法律の適用があれば、固定資産税の情報というのは提供できるというふうに法律がたしか平成26、27年ぐらいにそういう法律がありまして、それで情報提供できるということになっておりますので、担当のほうからそういう申し出があればうちのほうとしましては協力させていただいております。

続きまして貧困率の関係でございますが、その貧困の調査の場合、どのような調査をされているかということもあるのですけれども、例えば全件調査する場合となりますと、例えばそういう家庭の状況を調査するのであれば本人の同意がなければ本来税というのは情報は提供できないことになっております。ですので匿名で調査するのであれば、税の情報は全て住所、氏名等、例えば抹消するとか、マスキングなりそういうことをしない限り確認はできないというか、情報を提供できないことになりますので、それはその家庭それぞれ1件、1件調査する必要が出てきますのでかなりの事務量になるかと思いますが、あとは我々と子供の関係の担当課との話し合いになると思います。また抽出して調査する場合でも、例えば100世帯、200世帯の調査する場合でも本人の同意があればその情報は提供することは可能だと思います。またその担当課との話し合いになると思います。

〇委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。

〇11番(西田祐子君) 簡単に言ってしまえば、できるということがよくわかりました。あとは税務課のほうがどういう情報をきちんと町内で共有するかという問題だと私はそのように思います。

1点目の固定資産税のほうは、担当課から申し出があれば情報を出します。担当課から申し出ではなくて、この間の答弁で、きちんと先ほど言った消防と建設課と生活環境課と、それから税務課と4つの課で協力体制をつくっていますと言われているのに、答弁受けています。確かに議事録に書いてあると思います。担当課からの要請があればと。ではどこが担当課なのですか。自分のところ担当ではないのですか。税務課は。その4つの枠の中でいったら。私はそう思います。そうしたらみずから進んで私のところはこういうところの情報が出せますと出さなければおかしいのではないかと私は思うのです。要請されたら出すというものではないと私はそのように思います。ですからそこはきちんと情報を共有していただかないと困るのは役場です。実際に先ほどから随分質問ありますように、移住、定住の問題とか、それから地域おこし協力隊の問題、これは全部白老町に1人でも若い方に住んでいただきたい、そういう政策を

国の税金を使ってでも何とかやって成功させたいということで一生懸命議員さん方が質問しているのです。そうしたらそういうようなものがきちんとこういうものがありますという最低限の情報をきちんと共有して、そして協力し合っていただきたいと思います。

2つ目に貧困の問題です。これも担当課のほうときちんと話し合いをしてというのではなくて、私はやはり白老町の貧困率、大体ご存じですね。そして小学校と中学校の準要保護、この金額もすごいですね。そして200万円以下の収入の世帯数約8割、そういう状況の中で、これを調べるのは大変だと先ほどおっしゃっていましたね。白老町で一体15歳未満のお子さん何人いらっしゃると思っているのですか。正直申し上げまして。一応、去年の12月31日の集計、4歳未満341名、9歳未満459名、14歳未満599名、1,500人いないのです。全部調べるといっても1,500人いないのです。これを努力しないでそういうふうな言い方はされていないように私は受け取ってしまいます。何とか努力してやっていただきたいと思います。以上2点でございます。

〇委員長(小西秀延君) 久保税務課長。

○税務課長(久保雅計君) まず1点目の空き家の関係でございますが、私の説明不足な点が ございますのでもう一度お話させていただきますと、先ほど情報を提供しますという言い方を したのですが、情報を提供するというのは、連携し合った中でこちらで調査してわかったもの について情報を提供するということもありますし、当然、危険な家屋だというものがあると思 うのですけれども、そういう場合について問い合わせがありましたらこちらからも情報を提供 しますし、我々のほうでも把握できたものについては情報を提供するという両方の意味を含め て申し上げたつもりだったのですが、言葉が足らなくて申しわけございませんでした。

あと貧困の関係でございますが、いわゆる税の情報というのは地方税法等で保護されている部分がございますのでどうしてもデリケートになってしまう部分があるのですけれども、先ほど15歳以下のお子さんの数をおっしゃられていましたけれども、やらないというわけではなくてやれない部分もあるのでその辺の問題をクリアして、我々としてはできることは協力いたしますので、そういう後ろ向きではなくて前向きなところもあるのですけれども、やはり税の情報というのは地方税法かなり通常の法律よりその個人情報保護法よりも厳しく、税法というのは昔からありまして、その個人情報といいますか、課税情報については本来税の担当者しか見れない部分がありますので、そういう意味を含めて申し上げたつもりでございまして、例えば匿名性を出すとか、例えばその本人の同意があるという場合は情報として提供できますし、そういうご協力、または個人情報保護の関係もありますので関係課と相談しまして、その取り扱いについて前向きには検討にしていくつもりでございますので、一応税法上の扱いもあるものですからそういうご答弁になってしまいましたので、あわせてお答えいたします。

〇委員長(小西秀延君) 11番、西田祐子委員。

○11番(西田祐子君) 1点目のほうはわかりました。2点目のほうについてもよく分かっているつもりでございます。ただ、公に出してくださいと私は申し上げておりません。本当に必要なところはきちんと情報を共有していただければと思っております。ただそれだけでございます。いろいろな意味を含めて、あえて言わせていただきました。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

それでは次に、3款民生費に入ります。148ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から、155ページ、2目老人福祉費まで、質疑のあります方はどうぞ。

7番、森哲也委員。

- **〇7番(森 哲也君)** 7番、森です。155ページの(9)特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金について2点お伺いしたいところがあるのですが、こちらの箇所で議案説明会の際に入所率の向上という説明がありましたが、現在の入所率はどのようになっているのかと、現在特別養護老人ホームに入所待ちをされている方はいるのかどうかをお伺いします。
- 〇委員長(小西秀延君) 下河健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(下河勇生君) まず最初に待機されている方の人数ですけど、今10名となっております。入所率ですが、今100%でございます。稼働率は約93%程度だと考えております。 〇委員長(小西秀延君) 7番、森哲也委員。
- ○7番(森 哲也君) 7番、森です。現在、待機者の方は10名ということでありますが、こちらの平成27年4月に特養の入居条件が原則要介護3以上に変更になり、実際にこの平成27年12月に待機人数を質問した際は寿幸園で5名ということでございましたが、このときから比べてこの対象者が減っているのですが、この待機者の方が倍になっているということで、本当に高齢化の上昇が要因かと私も思いますが、なので今後もこの待機者の方が増加すると考えられます。それでお伺いしたいのがこの待機者の受け皿対策です。私はこの受け皿対策として、在宅介護サービスの体制強化が必要であると考えます。そして実際に151ページにも介護職員初任者研修事業がございまして、これが在宅介護サービスの体制強化につながると思うのですが、私はこの介護初任者研修事業だけではなく、ここから介護師、介護福祉士を目指す、この研修の補助なども必要になってくるとは思うのです。そのことによってこの在宅介護がサービスの体制強化につながると思いますが、町としては待機者の受け皿対策をどのようにお考えかをお伺いします。
- 〇委員長(小西秀延君) 田尻高齢者介護課長。
- ○高齢者介護課長(田尻康子君) 特別養護老人ホーム、待機者が今10名ということで要介護 3以上、今特養の入所者対象者、原則ございますけれども、年度ごとにこのあたりは水物と申しますか、その年度ごとによって待機者の人数は推移はしております。ただ今後、白老町の後 期高齢者75歳以上の人口数がふえてくる予定でございますし、また要介護 3以上の方が今後ふえてくる可能性も予測されるところから、新年度は第7期の介護保険事業計画策定時期にございますので、そのあたりは今後の将来推計も踏まえて、そのあたりはちょっと考えていかなければならないというふうに押さえております。また先ほど介護職員の初任者研修のこのあたりで、今後国家資格あります介護福祉士の部分の支援の部分です。個人的支援の部分につきましては一度ちょっと検討はしてみたのですけれども、問題点としましてはやはり支援するにあたっては、町内の事業所にまず勤務していただかなければならないということの条件づけをしていかなければならないのですけれども、実際、社会福祉協議会で初任者研修受講を行っている

中で、町内の事業所にすぐ就職される方というのはどちらかというと3分の1ぐらいな程度なのです。行く行くは町外にお勤めになった後に町内のほうにまた戻られて、最終的に40%くらいの方が町内の事業者さんにお勤めされてはいるのですけれども、個人的な支援となりますと、そこら辺はやはりよくよく検証していかなければならない問題というふうに考えております。

〇委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

続きまして154ページ、3目身体障害者福祉費から、167ページ、7目福祉館費まで、質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。161ページ、(2)子ども医療費助成事業について伺います。ここの扶助費として、子ども医療費の助成は506万4,000円となっております。これは小中学生の入通院が扶助に対するものだと思いますが、それで間違いないかどうかということが1点。それから今各市町村で少子化対策、それから先ほどから言っていますように貧困対策として医療費の無料化の拡大というのは図っておりますけれども、小学生まで医療費、通院に対して無料化にしたらいくらぐらいふえていくのか。中学生まで実施するといくらになるのか。概算で結構ですので教えていただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

〇町民課長(畑田正明君) 子ども医療費の助成についてお答えいたします。まずうちのほうの子ども医療費の助成制度なのですが、27年7月から開始しまして、ここの該当者はまず就学前、小学校に入る前の子供さん、そして小学校に入った子供さん、そして中学校の子供さんという形の対象はなりますが、就学前については入通院が対象になっております。小学校については入院が対象になっております。中学校につきましても入院が対象になっております。その助成額ということで予算計上しております。あと他市町村の上乗せといいますか、拡大状況なのですが、今上乗せ全額助成している、これは就学前の入通院、そして小学校の入院、これを全部町の単費を使って助成をしている市町村の数は、これは28年7月1日現在なのですが、179市町村のうち112町村が上乗せを実施していまして無料にしていると。率にしますと、全体で62.6%の市町村が上乗せをして無料化しているというような状況にあります。胆振管内でいえば、全額助成しているのは白老、豊浦、壮瞥、洞爺湖町というふうになっております。

小学校の通院と中学校の通院を拡大した場合の概算なのですが、まず小学生の通院が、これは1年間なのですけども約1,000万円の助成額で試算しております。中学生の通院が約500万円という形で去年の予算作成時に一応積算しております。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 吉田です。私も一般質問で細かいことまでちょっと時間的にできなかったのですが、子どもの医療費無料化の以前に貧困の話をしました。貧困というのは先ほどからありましたように税務課にありましたけど、収入だけでは図れないものがあるということは私一般質問で申し上げたと思います。道は、北海道の貧困率はこれは個別にあたったのではな

いのです。各市町村に状況を報告していただいて、そしてやったのです。どういった調査をし たのか。白老町もやはり個別の、私はちょっと税金も収入も全部調べて個人の家々のものでや る必要は私はないと思うのです。ただ実態をつかんでいくというか、どういう状況下にあるか ということは道も今後政策を打っていくために実施したわけです。ですから町もこれからこう いった質問が出てくると思うのです。貧困対策とか医療費の無料化をどうするのだという意見 が出てくると思うのですが、ひと、まち、人口ビジョンの創生戦略にも医療費の拡大を図って いくということがありました。中学生までやったというのは、これは本当に評価できることで、 他市町村よりも進んでいるところはあります。ただ準要保護、それからそういったものを見た ときに白老は全道的な調査より高いということがわかりました。それと町長にもお話しました けども、病気でも病院に行かせられない子供が17.8%だったと。保護者が答えているのは保護 者の33%が過去1年間に子供を診察させられなかったというふうに答えているのです。そうい った実態というのはやはり調査がないと見えてこないというのがあると思うのです。私は白老 町の財政を考えると入院を出すことだけでも500万円かかりますので、それで通院を調べていた だいたのですが1,500万円ふえるということで、入院以前に病院へ行けなかったら入院すること もできないのです。そういった実態があるわけです。そういうことから、今後そういう町が政 策を打っていくために、町の状況の調査をするのかしないのか。またその貧困に対しての判断 を準要保護とか、そういったものの就学支援で判断していくのか。どういうことを判断を基準 にこういった医療費の無料化等を進めていこうとされるのか伺いたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) 今後の子ども医療費の拡大の部分をどう考えているかというようなことだと思うのですが、先ほど言いましたように、今白老町でまだやっていない助成というのが小中学校の通院がまだやっていないということになっております。それで全道的にも調べたところ、小学校も通院をやっているというところが179市町村のうち123、率にして68.7%がもう既に実施していると。中学校の通院につきましても117の市町村がやっていまして、65.4%の道内の市町村が中学生もやっているというようなこと。この数字からいうと、毎年この率上がってきています。27年度より28年度のほうが上がってきていると。少しずつ各市町村実施しているというような状況にあります。こういうような状況を考えれば、白老もいずれはといいますか、考えなければならない時期にきていると思います。ただしもう一方ではこの子ども医療費の助成をすることによって国保の調整交付金とか、負担金が減額されるというような制度上なっております。ということで簡単に無料化にはなるけど、逆に今度国からの補助金が減らされるというようなことも実際にあります。ただ、今国のほうでは30年度からは未就学児についてはそういう減額をしないというようなことを言っております。平成30年度から未就学児の減額対象になっている子供たちの助成については減額しないというようなことを言っておりますが、これもやっと重い腰を国のほうも上げたのかという、私個人的には思っております。

将来的には中学生まで全部そういうような単独でやっている医療費助成については減額の対象にしないというような形で今後も進むのではないのかというふうには予定していますが、現在のところは今言ったように国庫補助金のほうの減額措置の対象になっておりますので、その

辺の見合いですね。全道的、全国的には中学校までの全部の医療費を無料化というような形で進んできていますけど、それをやることによって一方では国庫の補助金が減らされるというようなこともありますので、そこら辺のことも考えながら、今後この中学生までの医療費の無料化については検討していきたいと思っております。

〇委員長(小西秀延君) 5番、吉田和子委員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。この制度はやはりこのふるさと納税が多かったから やる、ことしは少なかったからやらないという、ふるさと納税を使うことができる事業では私 はないというふうに思っているのです。やはりやる以上は継続性がないと、去年はもらったけ ども、ことしうちの子供はもらえないのということの不公平感が出てきますので、国の制度で 減額するというのは読んでわかっております。ただそれでも必要と、そのまちにとって少子化 対策として必要だと。

それから経済的な状態を見て必要だというふうに捉えて、もし財政的なものが許せるものなら私は小学生からでもいいですから進めていく。やはり体力的には小学生のほうが体力がないですから、どちらかというとやはり病院にも行けないで、私もそういう人を見ていましたし、親がどんな思いで病院へ連れて行けないでいるのかという、一晩中寝ないで看病したというのも聞いています。だから本当にそういった実態をしっかりと見きわめながら、この制度を拡大していけるように、今年度はもう国保会計予算組まれてしまいましたけれども、予算途中でももしできるような状況が整えば進めていただきたいというふうに思います。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

次に166ページから173ページまでの、8目アイヌ施策推進費について、質疑のあります方は どうぞ。

12番、松田謙吾委員。

○12番(松田謙吾君) 12番、松田です。象徴空間の周辺整備、これに関連してご質問したいと思うのです。この周辺整備事業着々と進めておりますし、しかし売店の方々、売店がありますね。あの売店の方々が、別に私に電話きたわけでも何でもないのだけども、私も気になって今朝家から早く出て売店に行って、売店の方々がちょうどいたものですから、気になっていたものですから4、5人とお話をしてきました。議会のほうにも周辺整備事業はもう着々と今回も出ていますね。言わなくてもわかると思うのですが。私は売店の方々、今までもずっと周辺整備やっているのだけど、売店のばの字も出ていなかったですね、少なくても。予算にも一銭も出ていない。こういうことで売店をきょう聞いた話では8月ぐらいまで店じまいをしなさいと。9月頃まできちんと更地にしなさいということは言われていると。それ以外何も言われていないと。ですから私たちを自殺すれということなのだろうと。飯が食えなくてもいいのだと。私たちは捨てられているのだと、こういう話です。これは現実の話ですから。こう私は聞いてきたのですが、考えてみると、このミンタラがあって、そしてミンタラは22年に撤去したのですね。私はそのとき反対したのです。もう少しすれば移転補償でお金がもらえるからこの

ままにしておきなさいと随分言ったのです。だけど当時の町長は道から8,000万円お金をおして 壊したのです。その壊した杭が40数本残って今4,000万円ですか、予算が出ていますね。ところ が生きている者には1銭もこの周辺整備事業にかかわっているような予算が一つもない。温泉 のそうだし、おにぎり山もどうのこうのと言っているけども、私はこの商店の方々が、まずま ちがあの売店、言うならミンタラの居残りですね。今も組合員5人いると聞いていました。そ れから7人の方が商売をしていると。できればどこか隅っこでもいいのだから、私たちが商売 できるようなことがなればいいのだけれども、とにかく売店のばの字もないのだと。自殺すれ ということなのだと、このように5人の方々が口をそろえて言っていました。それで私は前に 質問するときはあそこは観光産業の重要拠点だと。イオル再生事業と整合性を図りつつ用地確 保の支援を行っていくのだと。あのミンタラの撤去のとき。それから店舗の再開に向けて可能 な限り支援をしていく。こういうことであの方々が納得し、それからそれをまた投げっ放しに しておいて、私議会で言っているはずです。何とかやれるような方法でやってやりなさいと。 それから何カ月かは今は忘れたけども、今の形になっているのです。そこで白老の観光、この 観光を支えてきたやはり土産、これも大事な私は観光の一つの大きな要素だし、少なくともポ ロトが今象徴空間、イオルの拠点とこう言っているのですが、あれになったのは本当に宮本エ オシさんと、それからあの方がこの本町でここで店をしていてポロトに移った。そこから50人 の方々が資本を出し合いながらミンタラをつくって、まさしく白老の観光の本当に元祖です。

職人も最盛期は350人ぐらいクマ彫りもいたのです。23億円売っているのですね。それが87万人来たころなのです。そういう苦労をして今までの観光をつないできて、しかもこれからもまだ組合員もいて、それから白老の観光の資材をやっている技術者も今はもう1人しかいないそうです。2人いるのだけど1人は。私はこの一般質問もしているのだけども、ああいうやはり技術を引き継いでいくべきではないのかと言ったときに、こういう答弁がきたのです。私の言ったこれは答弁なのです。先ほど読んだのは。こういうことから考えて、私はこの白老の観光のポロトのお土産販売店の方々をこれからどうするのかと。どうやって先ほど言った自殺をおさえるのか。自殺すると言っているのです。するしかないと。こういうことを町長、どう考えますか。それとこの観光をどうやってまちに活かしていくのか。いらないのかどうか。まずこの1点。

〇委員長(小西秀延君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) 私のほうから答弁させてもらいます。土産店の関係はちょっと今遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長とふったのですけども、説明会を行いまして、それぞれ店主の方々に集まっていただいて今後の国の動き、いつまで支障になってというのは今松田委員おっしゃったとおり8月いっぱいまでは営業できるようと、そういった部分で説明をしてきました。それとあそこにお店を出したというときに、もう数年先にはこの国立のアイヌ民族博物館、その建設に向けてという方向性はもう出ていたので、支障になるという部分もお伝えした中で、そのときには我々はよけますと、こういう協議の中で今の仮設的なお店を建てたと、こういう経過がございます。それで今後の展開どうするのだということですが、まちの方向としては土産店、物販店、これは必要と考えております。それでそのスペースは今、国の中につくるのか、

それかその中核的エリアの外に出すのかが今協議中でして、一方で以前は国はなかなか無理だといっている部分もあったのですが、最近はそこはちょっと柔軟になってきまして、やはり博物館に来た方々があのエリアの中で物を買えるというところも必要性あるだろうと、こういう方向のご意見もいただいています。それが中か外かという議論もいろいろあるのですけども、まちの考えとしては土産店は必要だというふうに考えています。ですのでここあと数年です。

博物館、公園できるのはこれから何十年、何百年と続く事業なのですが、ここ完成までの3年間、間もなくアイヌ民族博物館も閉館になります。そうするともうあそこになかなか直接来るという部分がありませんが、その間だけは事業主としてどういう経営戦略するかは個々で考えていただいて、その新たなオープンなりに向けてまちが場所の提供になるか、インフラ整備になるか、その辺は事業者さんとしっかり相談した中で何らかの支援は考えていくと、こういう方針を立てています。

○委員長(小西秀延君) 12番、松田謙吾委員。

○12番(松田謙吾君) 質問したからそう言っているのですね。私が言っているのは、やは り周辺整備とか何とかという絡みのころからそういうお話をさせて、そして今現実ご商売して いる人方を先ほど言ったように少しでも安心させてやるのが私は行政の仕事だと思うのです。 今もまちづくり事業でいろいろな活性化事業何だかんだとどんどんやっていますね。あの方々 言っていました。我々みたいにこうやっている者には言葉もかけないで、そして活性化事業だ、 何事業だとどんどんお金をくれてやっていると。我々には見向きもしないのだと。きょう言っ た言葉ですから。私録音取っていないけども。また行って聞けばわかります。みんな元気な方 5人から聞いてきたのです。ですから私は今、博物館の中どうのこうのと言ったけども、九州 博物館だってお土産店なんかありません。あそこは天満宮が隣にあって、お土産はそちらから 買って、天満宮の敷地内にあの博物館をつくって、お土産は向こうで買うのだと。それこそコ ーヒーか、こんな10坪ぐらいのところで本しか売っていませんでした。今までも再三聞いてい るけども、あそこの象徴空間になってお土産屋つくらないという話をこの間までしていたので はなかったですか。コーヒー程度の店しかつくらないのだという話を何度も聞いています。今、 岩城副町長言った話と全然違います。ですから私は今言ったからそんなことは使うのかと言っ ているのは、私はそういうことで言っているのだけども、私は白老の観光イコールまちおこし、 先ほど言ったように外国人がたくさん来るわけですから、日本人はもうお土産の北海道の熊と か、ああいうものにはもうあまり、みんな1個は家にありますから、これから外国の方々も来 るのですから、お土産の視点も変わってくると思うのです。熊もそのつくり方によっては見直 されるかもしれません。ですから白老でたくさん技術屋もいたはずなのです。まだそのノウハ ウは残っているのです。ですからもう少しこういうときにこそ多文化のまちで、戸田町長いつ も言っていますね。産業のまちおこし、産業と結びつけるといつも言っているわけだから、私 はこういうチャンスこそ一つの社台から虎杖浜まで結びつけるのだから、ポロトのもちろん産 業のこの熊も民芸品もたくさんまだノウハウがあるうちに呼び起こして、そして観光の発展の ために結びつけていくということは私は大事なことだと思うのです。そしてあの方々もそのこ とによって、先ほど言った、また光が見えてきて、そして人生ももう一度本当に見つめ直され るのです。ですから私はそんなに大きなお金なんかいらないし、私も今朝見てきたけど、あの程度の今のお店はクレーンで吊ったらどこでも持ってこれるのです。あの3つのプレハブがありますね。ですからそのぐらいのことをまず1番先に考えてやるのが行政ではないですか。私はそう思うのです。それが多文化のまちにつながる、こころがつながる、それがこのまちに住んでよかった笑顔のまちになるのではないですか、町長。違いますか。きょう確認しておきたいことは、もう一度言っておくけども、あの観光、民芸店を活かすのか、このことだけもう1回はっきり聞いておきます。それからいつごろそれに対して事業に少しでもあの人方に役立つような事業計画をきちんと示してあげる、その答えを聞きたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) まずしっかりと答えるという部分では、お店は活かすというか、出店してもらいたい、そのぐらいの気持ちでいます。ですのでそういう部分でどういうやり方、それこそ下水と水道と電気とくればあとは建物が民間事業者さんでやってもらうだとか、いろいろ協議しなければならないと思います。そういう部分では白老町のこれから本当に数百年続いていくわけですから、そういうお土産店、物販店、この必要性は十分認識していますので、そういう部分での対応はしていきたいというふうに思いますし、過日の一般質問でも土産品が修学旅行生は100円から1,000円程度、最も売れていると。そういう部分の想像もしっかりしなければならないというふうに捉えています。それといろいろきょうお聞きになったお話はそのとおりだと思います。私どもにもそういう声が上がってきていますから。ただここあと数年間だけはどうしても工事に支障になるのであそこは一時どけなければならないという部分はご理解願って、オープンに向けて対策は考えていきたいというふうに考えています。

〇委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。 8番、大渕紀夫委員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。今まで博物館に補助金出ていましたね。それを今回 閉館になるという中で補助をやめたのだけれども、国との関係や、これからやはりアイヌ民族 博物館がああいう象徴的施設という形の中で再生される中で、果たしてそのアイヌ民族政策として考えたときにそれは妥当なのかどうかと。そこはどんなような判断で1,500万円をやめたのはどういう政策的な意図の中で切ったのか。これだけは確認しておきたいのです。なぜかというと私はやはりずっと訴えてきたのは文化政策ではなくて、今、国も考えていますね、総合政策を考えていると。北海道は国が文化政策を考える前に北海道が文化政策をつくったと。これが非常に高く評価されているわけです。そういう中で私はやはり本当に今、その補助金を切ることが国との関係や政策的にどうなのかというふうに感じたのです。そこのなぜそういううにしたのかという、その明確な見解があれば、そのことを一つ聞きたいのと。やはり白老町でそういう問題を、例えば教育の問題、これは確かに学校の先生方に教えたというのは白老町が1番早かったかもしれない。そういう問題をもっと広く、もっとその政策的に町民全体に広がるようなそのものが必要ではないのか。それは白老町としてのアイヌの方々に対する総合政策であり、教育政策であり、文化政策であり、産業政策まで含めて、ここではサケのふ化場を含めて非常に大きな恩恵を被っています。生活館事業もみんなそうです。そういうものに対する

政策的なものをつくり上げというのが今必要ではないのかというふうに思いますので、その2 点お尋ねをしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

○地域振興課アイヌ施策推進室長(遠藤通明君) まず一つ目の1,500万円の補助金の件につい てでございます。まずこれを切ったという、当初予算には計上していないのは事実なのですけ れども、そもそもの経過といたしまして今皆さんご承知のとおり、アイヌ民族博物館は29年度 中に新たな運営法人と統合を予定しております。現段階では29年度中に統合するという方針を 国は出しておりますけれども、その統合が今どのタイミングで統合されるのか。そして大きな 問題として、今の博物館の職員50名弱ぐらいいるのですけれども、この職員は基本的には新法 人に引き継がれるということはわかっておりますけれども、もう一つ預貯金ですとか、今財産 ですね。展示品とか含めて国のほうが整理して運営法人の母体となる推進機構、アイヌ博物館 を含めて協議しているのですけれども、特にそういうお金、財産関係含めてどのように処理し ていくかということがまだ一つも決まっていないです。そういう中で言葉あれですけれども 1,500万円出したときに、そのまま使われないで新たな法人にただ移行されて向こうの都合で使 われるという、そういうことを防ぎたいというのがまず1点目にあります。ですからこの当初 予算に上げていないという理由としましては、まずその統合の時期ですとか、その財産がどう なるですとか、当初予算には間に合わなかったのですけれども、今年度その最後になると想定 したときにそのアイヌ民族博物館が今ここで50年もやってきたわけで、そういう最後記念事業 も考えているという、そういういろいろなお話もいただいていますので、そういう中でもう一 度最後の年ということも含めて整理して、その金額はともかくとしても必要であれば、そうい う支援をしてもいいのではないかということで今、博物館とも引き続き協議進めていますので、 そういう中で今後対応してまいりたいと思います。

二つ目の今後の白老町におけるアイヌ文化、歴史も含めてどのように教育部門ですとか、どのように町民も含めて発信していくのかというご質問だと思いますけれども、こちらも含めてアイヌ民族博物館が国立博物館になるという前提の中で、実際どのような形で文化発信を国立になったあとにしていくかというのを、国のほうで体験交流ですとか、PR活動も含めて、今まさに検討中でございます。ですから私はそういう経過も踏まえて、今年度、あと約2年間の準備期間を含めて、約3年間の中でこの白老町としても改めてそういう整理、検討は必要だと思っておりますので、そういう時間的な、まだ若干期間もありますし、国のそういう検討状況も踏まえて今後検討は必要であると考えております。

〇委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○委員長(小西秀延君) お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 なお、あす15日の午前10時より委員会を開催いたしますので、ご承知願います。 本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3時48分)